

官報

令和二年五月十二日

○第二百一回 衆議院會議録 第二十三号

令和二年五月十二日（火曜日）

議事日程 第十五号

令和二年五月十二日

午後一時開議

第一 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

（内閣提出）

日程第二 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）並びに介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（山花郁夫君外八名提出）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外八名提出）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外八名提出）の趣旨説明及び質疑

令和二年五月十二日 衆議院會議録第二十三号

午後一時二分開議

○議長（大島理森君） これより会議を開きます。

○議長（大島理森君） この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第四百三十六番、静岡県第四区選出議員、深澤陽一君。

〔深澤陽一君起立、拍手〕

日程第一 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第一、道路法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長土井亨君。

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書（本号末尾に掲載）

〔土井亨君登壇〕

○土井亨君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

新議員の紹介 道路法等の一部を改正する法律案

本案は、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用の推進等を図るため、大型車両の通行に係る手続の合理化や特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、翌十五日赤羽国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第二、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長盛山正仁君。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書（本号末尾に掲載）

〔盛山正仁君登壇〕

○盛山正仁君 たいいま議題となりました年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げることで、

第二に、六十歳代前半の在職老齢年金について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を引き上げること、

第三に、年金の繰下げ受給の上限年齢を七十歳から七十五歳に引き上げること、

第四に、確定拠出年金について、加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期の選択肢を拡大すること等であります。

本案は、去る四月十四日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日加藤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日から質疑に入り、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行いました。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案

令和二年五月十二日 衆議院會議録第二十三号

同日、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムより修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、二十四日から原案及び修正案に対し質疑を行い、五月八日、修正案について撤回を許可した後、質疑を終局しました。

次いで、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び日本維新の会・無所属の会の四会派より、附則第二条第一項及び第二項の検討は、これまでの財政検証において、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする旨の規定を追加すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、討論、採決を行った結果、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案外二案についての早稲田夕季君の趣旨説明

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外八名提出)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案並びに山花郁夫君外八名提出、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案について、順次趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣加藤勝信君。

〔国務大臣(加藤勝信君)登壇〕

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま議題となりました地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

少子高齢化が急速に進行し、我が国の社会が人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加等家族の在り方や地域社会も変化する中で、個人や世帯の抱える課題が複雑化、複合化しています。こうした状況を踏まえ、市町村の包括的支援体制の構築、地域包括ケアシステムの推進、医療、介護のデータ基盤の整備等を通じて、全ての地域住民

が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業及びその財政支援等の規定を創設することとしています。

第二に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等を推進するため、認知症施策の総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定するとともに、有料老人ホーム等の設置状況を介護保険事業計画に位置付けます。

第三に、地域の特性に応じた質の高い医療・介護サービス提供体制を構築するため、介護分野のデータベースの収集情報の拡大、医療・介護情報の連結精度の向上等により、医療、介護に係るデータ基盤の整備を推進します。

第四に、介護人材確保及び業務効率化の取組を強化するため、その取組を介護保険事業計画に位置付けるとともに、介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る経過措置の延長や、有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化のための見直しを行います。

第五に、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設することとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和三年四月一日としていきます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 提出者早稲田夕季君。

〔早稲田夕季君登壇〕

○早稲田夕季君 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの早稲田夕季です。

ただいま議題となりました障害福祉関連三法案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

団塊世代の全てが後期高齢者となる二〇二五年を前に、高齢者、障害者に対して質の高いサービス提供が求められているにもかかわらず、介護、障害福祉の現場では人手不足が深刻化しています。著しく低い賃金水準が一番の原因です。安倍政権は、昨年の消費増税の際、経験ある職員に重点化した処遇改善を実施したものの、甚だ不十分であり、既に人手不足で倒産も発生するなど、現場は崩壊の危機に瀕しています。

こうした状況に追い打ちをかけるのが、新型コロナウイルスの感染拡大です。介護、障害福祉の現場からは、悲鳴とも言える声が多数寄せられています。食事やトイレ、入浴介助を行うのに、濃厚接触を避けることなど、どうしてできるのでしょうか。マスクや手袋、消毒液が不足する中で、施設内感染も発生しています。介護、障害福祉従事者は、医療現場以上に、感染リスクに身をさらしながらも、笑顔絶やさず働いているのです。介護離職ゼロを掲げる安倍総理は、こうした実態を御存じなのでしょうか。

このような待ったなしの状況も踏まえ、既に提出済みの処遇改善法案の内容をバージョンアップし、再提出した次第です。

政府には、介護、障害福祉の現場において新型コロナウイルス感染症対策を十分に講ずることができるよう、予算措置をぜひともお願いいたします。

また、厚生労働省が、来年四月の障害福祉サービスの報酬改定に向け、食事加算と送迎加算の調査を実施して、この二つの加算の廃止、減額の方針を打ち出そうとしていることに、障害者や家族、そして支援団体の皆様から大きな不安の声が上がっています。前回改定時に、厚生労働省は食事加算廃止を提案した経過があるからです。

新型コロナウイルス感染症拡大で以前にも増して厳しい生活を強いられている障害者の負担増となる食事加算等の廃止、減額を阻止すべく、法案を提出いたしました。

さらに、重度訪問介護サービスについては、かねてより通勤や就労中に利用できないことが問題となっており、障害者や地方自治体から見直しが求められております。

厚生労働省は、重度訪問介護利用者の就労を支援する事業主への助成金の拡充を決めたものの、重度訪問介護自体の改善には踏み込んでおらず、多様な働き方には対応できません。

そこで、我々は、重度訪問介護を通勤や職場で利用できるように、法案を提出した次第であります。

これら障害福祉関連三法案は、先ほど加藤厚生労働大臣から御説明のあった地域共生社会の実現に資するだけでなく、安倍内閣が掲げる一億総活躍社会、介護離職ゼロの実現に向けても有効な対応策と確信しておりますので、ぜひ党派を超え

て多くの皆様に御賛同を賜りますよう強くお願いを申し上げます。

以下、三法案の概要を御説明いたします。

まず、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案について申し上げます。

本法案では、都道府県知事は、介護、障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる事業者の申請に基づき、助成金を支給することとしております。ケアマネや事務職の方を含め、介護、障害福祉に従事する全ての方を対象に、平均して一人当たり月額一万円賃金を引き上げるべく、助成金の支給に要する費用は全額国負担といたします。

また、ホームヘルパー等へのセクハラ、パワハラを防止するために、適切な就業環境の維持について、国や事業者等に努力義務規定を設けることとしております。

次に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案、いわゆる食事加算等存続法案について申し上げます。

本法案では、食事提供体制加算等の廃止、減額を阻止するため、当分の間、食事提供体制加算等を廃止してはならないものとともに、送迎加算についても、サービス利用者にとって不利な内容の算定基準を定めてはならないこととしております。

最後に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案、いわゆる重度訪問介護就労支援法案について申し上げます。

本法案では、職場での介護及び通勤における移動中の介護を重度訪問介護の対象とするともに、行動援護など重度訪問介護以外の職場及び通

勤における支援の実施、また、障害者等の通学における支援の拡充並びに重度の障害者等を雇用する事業主に對する支援の拡充についての検討規定を設けることとしております。

以上が、三法案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ御賛同をいただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

最後に、コロナ対策における新しい生活様式というのは感染症専門家の意見にすぎません。今後のコロナと共生する時代の生活については、私たち政治家が、責任を持って皆様にこの科学的根拠をしっかりと開示をして、そして、経済、介護、また教育の現場の多様な意見を反映して、責任を持って決定をしていくべきではないでしょうか。出口戦略こそ政治の出番ということを申し上げます。私の趣旨説明とさせていただきます。(拍手)

御清聴ありがとうございます。(拍手)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外八名提出)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。長尾敬君。

(長尾敬君登壇)

○長尾敬君 自由民主党・無所属の会の長尾敬でございます。

私は、自由民主党並びに公明党を代表して、ただいま議題となりました地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

質問の前に、二点触れさせていただきます。まず、新型コロナウイルスによって亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、感染された方々の一刻も早い御回復をお祈り申し上げます。そして、感染症に最前線で向き合ってくださっている医療従事者の皆様を始め、介護の現場など生活に必要なサービスの維持に当たられている多くの皆様に、心より御礼を申し上げます。

もう一点。

今月八日、中国海警局の船が尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入、さらには、操業中の日本漁船を追尾した問題に関し、中国外務省の報道官は、昨日、十一日、日本の漁船は中国の領海で違法に操業していたため海域から出るよう求めた、日本の海上保安庁の違法な妨害にも断固として対応したなどと正当化しました。

尖閣諸島は、国際法上も、歴史的にも、我が国が実効支配する日本固有の領土であり、その周辺海域が中国の領海であるなどという発言は到底認められるものではありません。中国政府に対し、強い憤りを持って、断固抗議いたします。

日本政府には、武漢からウィルスを世界じゅうにまき散らした責任追及とあわせて、毅然とした態度で、中国の力による支配を排除し、尖閣諸島を、日本の主権を断固守り抜くことを強く求めます。

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

法案の質問に入ります。

我が国は、かつて経験をしたことのない少子高齢化、人口減少社会に直面しております。人口動態の変化を見ると、二〇二五年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加は緩やかになります。また、大都市等では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では、高齢者が増加せず、減少に転じる地域も見られます。さらに、社会の主たる担い手である現役世代の減少が二〇二五年以降加速することが予想されています。

こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能が脆弱化する社会構造の変化も起きています。

これらを背景として、子育てと親の介護といったダブルケアや、高齢の親と働いていない独身の五十代の子と同居している世帯のいわゆる八〇五〇問題など、複合的、複雑化した課題が顕在化しております。

各地では、自治体やNPOの方々などが対応に奮闘されていますが、事例ごとにオーダーメイドで対応することが必要で、行政の複数の分野にまたがる事例であることから、現場で対応に苦慮している様子もお聞きいたしております。

今回の法改正では、こうした地域住民の支援ニーズに対応するため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくり支援に向けた支援を実施する事業を創設し、市町村の包括的な支援体制を構築することを旨としています。

そこで、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に取り組む必要性について、さらに、この改正が実現すれば住民にとってこれまでと何が変わることになるのでしょうか、加藤厚生労働大臣にお伺いいたします。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する長尾敬君の質疑

社会福祉法人については、今後、経営基盤を強化しつつ、複雑化、多様化する住民のさまざまな地域生活課題に対応するため、法人の自主的な判断のもと、法人同士で連携、協働しやすい環境整備を図っていくことが求められます。

今回、新たに社会福祉連携推進法人制度を創設する趣旨、目的について、加藤厚生労働大臣にお尋ねいたします。

介護保険制度は、創設から二十年が経過し、高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

そのような中で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、介護サービスにも大きな影響が出ており、介護従事者の皆さんも大変な御苦労をされながら業務を続けられています。今回改めて明らかにしたのは、介護サービスが高齢者やその家族の生活に欠かせない重要な生活インフラだということです。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、感染防止対策を強化しつつ、サービス継続を支援することが最も重要です。

その上で、団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年、さらには団塊ジュニア世代が六十五歳以上となる二〇四〇年も見据えながら、介護が必要になっても住みながら地域で暮らし続けられるよう、介護サービス基盤を整備していくことが必要です。

現在感染が広がっている新型コロナウイルス感染症の中で、介護施設等を支援していくことへの決意と、二〇二五年、さらにはその先の二〇四〇年を見据え、高齢者が安心して暮らせる介護サービス基盤をどのように構築していくかお考えなのか、安倍総理にお伺いいたします。

また、特に都市部では、介護需要が急激にふえる

一方、住民のライフスタイルに応じた多様な介護サービスの展開が求められています。このため、特別養護老人ホームなどの整備とあわせ、有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅など、多様な民間サービスも活用していくことが重要ではないかと考えます。

都市部の介護を必要とする高齢者を支えていく観点から、どのように機動的に介護基盤を整備していくのか、その中で民間サービスの活用をどのように進めていくかお考えなのか、加藤厚生労働大臣にお伺いいたします。

以上、少子高齢化、人口減少が進む中でさまざまな不安、悩みを抱える国民の皆様にとつかりと安心していただけるような答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 長尾敬議員にお答えをいたします。

介護サービス基盤の構築についてお尋ねがありました。

このような緊急事態の中にあっても、介護の現場では、多くの職員の皆さんが、感染予防に細心の注意を払いながら、介護サービスを必要とされる方のために業務を続けてくださっていると承知しております。国としても、引き続き、現場の状況も踏まえながら、機動的に必要な支援を行ってまいります。

また、我が国においては、二〇四〇年に向けて、都市部を中心として介護ニーズがふえ続ける自治体もあれば、人口が減少する自治体もあり、今後の介護サービスの基盤整備に当たっては、このような地域ごとの人口動態の変化を踏まえ、介護サービスの需要に応じて過不足なきよう進める必要があると考えております。

このため、改正法案では、市町村における介護保険事業計画の作成に当たり、新たに人口構造の変化の見通しについても勘案することとしており、今後は、各自治体において、二〇二五年や二〇四〇年といった中長期的視点も踏まえて、介護サービスの計画を立て、必要な整備を進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 長尾敬議員より三問の御質問をいただきました。

相談支援、参加支援、地域づくり支援に一体的に取り組む新たな事業の意義についてお尋ねがありました。

近年、個人や世帯の抱える課題が複雑化、複合化する中、地域住民の多様なニーズに柔軟に 대응する包括的な支援体制の整備を後押しすることが必要と考えております。

このため、本法案では、市町村が相談支援、参加支援、地域づくりへの支援を一体的に実施する新たな事業の創設などを盛り込んでおります。これらの三つの支援の一体的な実施を通じ、相談支援で明らかとなった課題に応じた多様な社会参加のメニューが整備されること、地域において新たな居場所や社会資源が開拓されること、人と人とのつながりが強化され、地域住民の気づきが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱える本人に声がけをすることなどを通じ、相談支援へ早期につながりやすくなることといった相乗効果が見込まれます。そのために、三つの支援を一体的に行う必要があると考えております。

また、今回の法改正により、本人だけでなく世帯全体の複合的な課題が包括的に受けとめら

れ、地域での必要な支援につながるとともに、地域の支え合いが強化され、住民が安心して暮らせる地域社会が生み出されることが期待をされま

す。

社会福祉連携推進法人制度の創設の趣旨、目的についてお尋ねがありました。

人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化、複合化に対応していくためには、福祉分野での専門性を有する社会福祉法人が、それぞれの強みを生かしながら、連携、協働するとともに、経営基盤の強化を図り得るようにしていくことが必要と考えております。

このため、合併、事業譲渡などの既存の手法に加え、社会福祉法人間の新たな連携方策として、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設することといたしました。

本制度は、地域共生社会の実現、さらには、災害対応に係る連携体制の整備、福祉人材の確保などへの対応の選択肢の一つになるものと考えております。

今後の介護基盤整備に当たっての民間サービスの活用についてのお尋ねがありました。

介護サービス基盤の整備については、介護離職ゼロの実現に向け、二〇二〇年代初頭までに約五十万人分の介護の受皿整備を行うこととしております。整備に当たっては、地域ごとに、今後の高齢者人口や介護ニーズを中長期的にも見据えながら、計画的に進める必要があります。

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

重度者の受皿としての役割を果たすとともに、みとりを行うなど、その機能を果たしていることから、今年度より、新たに、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護つきホームの整備への支援を行うこととしたところであります。

こうした取組を通じて、都市部の介護サービス基盤整備を後押ししてまいります。

また、御指摘のとおり、介護つきホームなどの有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいが、都市部を中心に多様な介護ニーズの受皿の一つとなっております。このため、地方自治体が作成する介護保険事業計画において、これらの設置状況なども踏まえた上で、特別養護老人ホーム等の各種介護サービスに必要な整備が盛り込まれるよう、一般の法案において見直しを行うこととしております。

こうしたことを含め、今後とも介護サービスの基盤整備を適切に進めてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 中島克仁君。

(中島克仁君登壇)

○中島克仁君 共同会派、立国社の中島克仁です。

ただいま議題となりました、政府提出、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案及び野党提出、介護・障害三法案について、会派を代表して質問をいたします。(拍手)

新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、治療、療養されている方々、御家族に心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者、介護、障害福祉従事者始め、社会活動維持のため御尽力されている全ての皆様に、心より感謝と敬意を表します。

国内で初めて新型コロナウイルス陽性者が確認をされてから四カ月がたちます。この間、医療現場への感染防護品の調達不足、PCR検査体制の不備、健康観察するホテル等の確保、位置づけ、給付金、受診の目安の変更などの迷走は、数え上げれば切りがありません。

政府の対応は全てが後手後手、現状追認、地方、現場丸投げであり、政府の危機意識の欠如は明らかで、政府の不作為が国民の不安の増長、緊急事態宣言の発令、延長となつて本質的な原因です。象徴的なのが、PCR検査体制の不備、曖昧な受診目安の設定です。PCR検査の少なさは日本の恥だ、山梨大学島田学長は明確に指摘しています。

当初より、政府の感染対策は、重篤者、死亡者をふやさないこと、感染のピークをおくらせ、その間に体制を整備することでありました。しかし、ピークをおくらせた間に、感染の実態把握をするための検査体制の見直し、人員拡充を含めた環境整備、保健所機能の分担化や医療体制を整備するべきところ、着手がおくれ、手をこまねいたことが、検査件数をふやせず、いまだ感染の実態が把握できていない要因です。

総理は、四日の会見で、PCR検査を本気で取り組んでこなかったのではとの記者からの質問に、本気で取り組んでいたと反論しておりましたが、本気でやっていたのに検査数がふえず、感染実態が正確に把握できていないことが問題なのです。

総理の言う、検査数をふやすことに全力を尽くすとは、従来どおりのPCR検査能力を高めることのみならず、実態把握、早期発見、対応、また医療崩壊を防ぐため、PCR迅速器、抗原・抗体キットの導入、さらに、検査適応を見直し、人員

拡充など予算の確保も含め、総合的に検査体制を見直し、検査数そのものをふやして的確な対策をとるという意味で間違いないか、お尋ねをいたします。

加藤大臣は、受診の目安の変更について、目安ということが、相談とか、あるいは受診の一つの基準のようにとられたならば、我々から見れば誤解であります、受診の目安は検査の目安ではないなどと発言されております。

早い段階から医療崩壊を防ぐため健康観察できるホテルなどの確保を進められず、検査体制のさまざまな課題を見直せなかった政府の不作為を現場、国民に転嫁するのは余りにも無責任です。政府が示した受診の目安が検査の目安となつていたことは事実であり、言いわけをする前に、検査を受けられず失われた命があつたことを対策本部長である安倍総理は真摯に受けとめるべきです。

総理も加藤大臣と同様に、国民、現場の誤解であり、受診の目安は検査の目安ではなかったと考えているのか。失つた命、命が脅かされた現実を真摯に受けとめ、謝罪するべきではないかと考えますが、総理にお尋ねをいたします。

多くの国民が目に見えないウイルスを相手に強いストレスを感じながら日々生活を送っている中、緊急事態が延長されました。

改めて、なぜ緊急事態を延長しなければならなかったのか、これまでの対策で何が成功して、何が失敗だったのか、第二、第三波が懸念される状況で、今後の取組上、大変重要ですので、明確にお示しください。

現在進行形の感染症災害において、対策は、危機管理上、広く大きくとるのが原則です。総理は、山中伸弥教授との対談で、今後の対策は先手対応をと求められておりましたが、総理は、感染

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案外三案の趣旨説明に対する中島克仁君の質疑

地域共生社会の実

症災害として、これまで先手で大きく広く対策をとってこられたと考えておられるのか。先手を打って対策したという事実を具体的にお示しください。

東京商工リサーチの調査で、新型コロナウイルス関連の経営破綻が四月に急増したことが明らかになっております。緊急事態の延長で休業が長期化する事業所は、一層窮地に追い込まれております。

政府は、早急に追加支援を講ずるべきです。まずは、持続化給付金の拡充、雇用調整助成金の上限を今すぐにも一万五千円に引き上げるべきだと考えますが、総理の見解を求めます。

学生団体の調査によれば、学費が払えないことを理由に大学、専門学校生の約二割が退学を検討しているとされております。昨日、野党で学生支援法案を国会に提出いたしました。学生の実態は日々深刻さを増しております。

授業料を半減させ、持続化給付金をアルバイト減収の学生にも適用する、あるいは、その他の方法により、約百万人に対し上限二十万円の給付を行うべきと考えますが、総理の見解を求めます。

また、一人親世帯の多くは、平時でさえ苦しい生活状況にある中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少に加え、学校の休業で食費、光熱費などの支出が増加しており、より厳しい生活を強いられております。

我々は、一人親家庭にも児童扶養手当と同額の特別給付金を支給し、事実上、児童扶養手当を倍増する子供支援法案を今週金曜日、十五日に提出いたしますが、低所得の一人親家庭の支援のため、児童扶養手当の大幅拡充あるいは特別給付金を支給するべきと考えますが、総理の見解を求めます。

収束に向けては、治療薬の存在が不可欠です。特例承認されたレムデシビル、総理が今月中にも薬事承認すると明言しているアビガン、有用だと思ふ一方で、副作用の懸念があります。

私の母校、山梨県立韮崎高校の尊敬する大先輩であり、ノーベル生理・医学賞を受賞された大村智博士は、今回の新型コロナウイルス感染症について、感染実態を正確に把握し、安全性を第一に、より信頼できる薬を患者さんに届けるため、迅速かつ正確な評価が必要だと私に話をしてくださいました。

四十年前に大村博士により開発されたイベルメクチンは、新型コロナウイルスの治療薬として治験の申請予定であります。全世界、各世代に長年使用されてきた実績があり、安全性にもすぐれています。国内で効果が実証されれば、最も使用しやすい治療薬となるはずです。

新型コロナウイルスの治療薬は、決め打ちをせず、各世代、性別、病状など、個別性に応じてより安心できる薬を選択できるように、安全性を第一に、全ての候補薬を同じスタートラインで、迅速かつ正確な評価がなされるよう、政府として幅広く支援することが必要と考えますが、総理の見解を求めます。

新型コロナウイルス感染拡大により、感染防護品、医薬品原料の海外依存、ICUや専門医の不足、地域医療の脆弱性など、さまざまな課題が浮き彫りとなっております。

感染症は、国家安全保障戦略の中で課題の一つとして触れられているものの、今回の検査体制の不備、感染防護品の不足などの迷走と混迷、後手の経済対策は、新型コロナウイルスに対する政府の甘い認識にはなりません。今後、未知のウイルスが脅威となる可能性や

バイオテロも懸念され、医療を安全保障の観点で見直す必要があると考えます。感染症病床評価を加えた地域医療構想の見直し、プライマリケア、予防医療を重視する、かかりつけ医の制度化、日本版家庭医制度の創設などは、すぐにも取り組むべき課題です。

全ての国民が家庭医に登録していれば、政府の曖昧な受診の目安に翻弄されることなく、適切に相談、受診、検査へとつながられたはずで、医療体制、医療制度を安全保障の観点で見直し、医療における危機管理の仕組みをつくるべきと考えますが、総理の見解を求めます。

政府提出の社会福祉法等改正案は地域共生社会の実現を図ることが目的となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、平時より脆弱な介護、障害福祉基盤が崩壊の危機にあります。地域共生社会の実現以前に、目の前の危機的状況に対応していくことが最も優先されます。

野党からは、介護、障害福祉現場におけるさまざまな課題を解決するための、介護・障害福祉従事者処遇改善法案、食事加算等存続法案、重度訪問介護就労支援法案の三法案が提出をされております。この三法案は、介護、障害福祉現場の深刻な実態に應えるものであり、また現場で懸命に働く方々、障害当事者、支援団体からすくい上げた声を形にしたものと承知しております。

三法案についてもそれぞれお尋ねいたしますが、まず、食事加算、送迎加算は、対象や支給額を削減せず、維持するべきではないかと考えますが、総理、法案提出者の見解を求めます。また、就労支援のために重度訪問介護の制度を通勤や職場でも利用できるようにするべきだと考えますが、総理、法案提出者に見解を求めます。新型コロナウイルス感染拡大を受けて、介護、

福祉、施設内感染が多発しております。米国では介護施設で少なくとも一万一千人以上が亡くなったと報告されるなど、諸外国では介護施設での高齢者の死亡割合は非常に高いことが報告されております。

我が国において、新型コロナウイルス感染症死亡者のうち介護施設で亡くなった方はどのくらいの割合なのか、介護施設で感染が確認され、その後病院で亡くなった方も含めてお尋ねいたします。加えて、介護、障害福祉施設の感染対策は万全と考えているのか、総理の見解を求めます。

医療、介護の前線で働く方々は、新型コロナウイルスに暴露される危険にさらされている以上に、特に介護、障害福祉現場においては、基礎疾患を持つ高齢者、障害者との密接が避けられず、自分自身が感染源となり、重篤化、死亡リスクの高い利用者に感染させてしまおうのではないかとこの恐怖の中、綱渡りとも言える状況で仕事に従事しています。ただでさえ慢性的に人材不足の介護、障害福祉現場において、限界が来ています。新型コロナウイルス感染症により、苦境に陥る介護、障害福祉現場では、人材確保は更に厳しさを増しています。一刻も早く処遇改善を行うことが必要と考えますが、総理、法案提出者の見解を求めます。

また、感染対策、利用者減少により経営が逼迫する事業者の実情に即した、特別支援金の支給、介護、障害福祉報酬の十分な手当てなど具体的な支援を行う必要があると考えますが、総理の見解を求めます。

厚生労働省は、先月中旬、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で全国八百五十八の介護事業所が休業と公表しました。緊急事態宣言が全国に拡

大、また、更に延長という状況から、休業している施設は更に増加していると考えられます。

休業している介護事業所は現在どのくらいとなるのか、影響を受けている利用者の数も含めてお示しいただくとともに、休業する事業所がふえ、介護サービスが利用できなくなるにより、高齢者の認知症の悪化、介護の重度化が想定されることなどのように対応されるつもりなのか、総理の見解を求めます。

介護、障害福祉の基盤が崩壊すれば、再構築するのに莫大なコストと時間がかかります。介護、福祉の現場の危機的状況に耳を傾け、介護、福祉崩壊を防ぐことが重要と改めて強く指摘をさせていただきます。

最後に、検察庁法改正案についてお尋ねいたします。

現在、内閣委員会では、検察官の定年引上げを含む国家公務員法等改正案が審議されておりますが、国民が強い疑念を抱いている中、ましてや新型コロナウイルス感染症で国民が不自由な生活を強いられている中で、強行的に審議を進めるということは絶対あつてはならないこととあります。

総理にお尋ねをいたしますが、今回の法改正の動機として、これまでのモリ、カケ、桜など、みずからの疑惑を検察に追及されたくないという気持ちがあるのではないですか。

総理には、今回の法案から検察官の定年延長及び役職定年の特例を削除するよう強く求めます。総理の見解をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 中島議員にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関するこれま

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

での取組についてお尋ねがありました。

PCR検査については、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要と考えており、機器の整備等により、検査能力の一日二万件への増強を行うこととしています。

検査の実施件数については、特に東京などの大都市圏において、検査、採取を行う人員や拠点も限られる中、更に効率的に実施することが必要であるとされており、PCR検査センターを設置し、地域の医師会等へ委託する形で運営することや、歯科医師にも検体採取に御協力をいただくことなどの取組を推進することにより、検査拠点の確保を図っていくこととしています。

政府としては、こうした取組を財政面で支援するため、緊急包括支援交付金を新たに創設し、さらに、地域のPCR検査センターの運営等に要する費用等についても別途補助対象としているところです。

これらに加えて、現行のインフルエンザ検査と同様な形で迅速な結果判定が可能な抗原検査も有用であると考えており、あすにも薬事承認の予定です。このほか、抗体検査キットの性能評価及び疫学調査についても速やかに実施してまいります。

御指摘の相談、受診の目安については、PCR検査を実施する基準ではなく、帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく際の目安です。そうしたことについての国民の皆様への周知が足りなかつたことについては真摯に反省し、今後、専門家の御意見もお伺いした上で、国民の皆様にとつてよりわかりやすいようなものとするよう見直しを行うこととしたものです。国民の皆様は御理解いただけるよう、しっかりと周知を図ってまいります。

これまでの対策についてお尋ねがありました。

本年一月に、中国経由の第一波がありました。が、WHOの公衆衛生上の緊急事態が宣言された直後、我が国は、世界に先駆けて中国湖北省からの入国制限に踏み切りました。さらに、二月末には、大規模イベントの自粛要請、学校一斉休校などのほか、徹底したクラスター対策によつて、先日、国立感染症研究所が発表したゲノム分析によれば、中国経由の第一波の流行は抑え込むことができた」と推測されているところです。

入国制限も、学校一斉休校も、大規模イベントの自粛も、本邦初の取組であり、国民の皆様には御迷惑もおかけをし、また、一部に拙速だとの御批判もいただきましたが、早目の大きな対応が成果につながつたと認識しております。

他方、三月に入つてから、感染の第二波があり、三連休の緩みも加わつて、感染が全国的な広がりをみせることになりました。しかしながら、緊急事態宣言によつて強い外出自粛をお願いした結果、実効再生産数が一を下回り、収束への道を着実に進んでいると考えております。

このように、国民の皆様の大変な御協力により着実に成果があらわれている一方で、新規感染者数の減少がまだ十分な水準に達しておらず、また、医療現場では過酷な状況が続いています。こうした状況などを踏まえ、緊急事態宣言を、全国を対象として五月三十一日まで延長することとしたものです。

これまでの国民の皆様、医療従事者や保健所の職員等の関係者の方々の努力により、これまでの取組は間違いなく成果を上げています。緊急事態のその先にある出口に向かって、国民の皆様とともに一歩一歩前進してまいります。

各種の支援策についてお尋ねがありました。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案外三案の趣旨説明に対する中島克仁君の質疑

厳しい状況の中にあつても歯を食いしばつて頑張つておられる事業者の皆さんに、何としても、事業を継続していただくため、さまざまな支援策をスピード感を持つてお届けすることが重要であると考えています。

そのため、最大二百万円の持続化給付金について、補正予算成立の翌日、五月一日から受け付けを開始し、一週間後の五月八日から入金スタートルとしたところです。まずは、この使い道が自由な現金を一日も早くお手元にお届けできるよう全力を尽くす考えです。

雇用調整助成金についても、これまで特例措置の拡充を図つてまいりました。これに加え、御指摘の上限額の見直しについても、与党における議論を踏まえ、また、野党の御意見も伺いながら、政府として早急に具体化してまいります。

一人親家庭を含む子育て世帯に対しては、緊急小口資金等の特例貸付制度を実施するほか、緊急経済対策で、一人当たり十萬円の特別定額給付金や子供一人当たり一萬円の一時金により、支援を行つていく考えです。

その上で、今回の感染症の影響によつて子供たちの学びの機会が奪われるような事態は決してあつてはなりません。このため、生活に窮した学生に対しては、先月スタートした高等教育の無償化の枠組みの中で、入学金や授業料のみならず、家賃支出なども加味した学生生活の費用をカバーするために返済不要の十分な給付型奨学金を支給するとともに、感染拡大などの影響を受けて家計が急変した場合は、それを反映した所得を見込んで支援の対象とすることとしています。

さらなる支援についても速やかに実施し、意欲ある全ての子供たちが家庭の経済事情にかかわらずしっかりと学びを続けることができるよう、全力で取り組んでまいります。

七

七

新型コロナウイルス感染症の治療薬についてお尋ねがありました。

治療薬、ワクチンの研究開発については、日本じゅう、世界じゅうの企業、研究者の英知を結集して研究開発を進めているところであり、一日でも早く国民の皆様の不安を解消できるよう、政府としても、さまざまな候補薬について、決め打ちをすることなく開発支援を行っているところですので。

御指摘のレムデシビル、アビガン、イベルメクチンに加え、例えば我が国で開発されたオルベスコ、フサンなどを含め、幅広い選択肢の中で、有効性と安全性が確認された治療薬を一日でも早く国民の皆様にお届けできるよう、研究開発を力強く後押ししてまいります。

危機管理の観点から、医療体制の整備についてお尋ねがありました。

感染症に係る医療管理体制を強化していくことは重要な視点であり、これまでも感染症指定医療機関の整備や感染症専門医の養成等を進めてきたところですが、今般の感染拡大を踏まえ、危機管理への対応力を一層高めていきたいと考えております。

今後の感染拡大や新たな感染症発生への備えの観点からは、マスク等の医療防護具や医薬品、医療機器など国民の健康にかかわる重要な物資の生産、そしてそのサプライチェーンはしっかりと国内で確保することが重要であり、引き続き、産業界と連携して、国内生産体制や備蓄の増強等に全力を挙げていくこととしています。

また、我が国のICU等の状況は、適切な国際比較によれば、欧州の主要国を上回る整備水準となっておりありますが、引き続き、感染拡大に備えた治療体制を整備してまいります。

地域医療構想の取組においても、感染症対策も含め、地域において必要とされる医療提供体制の議論を深めていただきたいと考えております。

さらに、感染症に適切に対応するためにも、日常診療を通じて患者の基礎疾患等を把握し、発熱時の相談対応や適切な医療機関への紹介を行うかかりつけ医を持つことは重要であり、引き続きその育成を推進してまいります。

引き続き、感染の収束に向けて全力で取り組み、危機管理の観点から、医療体制の構築に向けてもしっかりと対応してまいります。

障害福祉に関するお尋ねがありました。
地域共生社会の実現のためには、障害福祉現場やサービスを利用する障害者のニーズを踏まえた対応を行うことが重要であると考えております。

このため、食事提供体制加算や送迎加算については、昨年度実施した実態調査の結果や関係団体へのヒアリングなどを踏まえ、今後、丁寧に議論してまいります。

また、重度障害者を含む障害者の就労支援については、これまでも福祉施策と労働施策が連携して対応してきたものの、特に、通勤や職場等における支援については制度の谷間となっており、働く機会を得られないとの指摘もありました。

そこで、令和二年度においては、意欲的な企業や自治体を支援するため、障害者雇用助成金の拡充を図るとともに、自治体における地域生活支援事業を活用する新たな取組を事業化したところであります。

政府としては、こうした新たな取組が円滑に実施されるよう努めるとともに、その利活用等の状況を踏まえ、必要な対応について検討してまいります。

介護、障害福祉現場における感染拡大の状況と対策についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症で介護施設やそこから病院への搬送後に亡くなられた方については、クラスター等の監視を通じて把握を行っているところではありますが、現状においては自治体からの報告体制に限界があり、その総数や割合等について現在明確に述べることは困難です。

介護や障害福祉の施設においては、感染拡大防止を徹底する観点から、手洗い、消毒などの予防に加え、感染が疑われる入所者が発生した場合の対応などについて具体的な取組方針を示すとともに、マスク等の物資についても支援を行っているところですので。

また、職員の処遇改善については、これまでの累次の処遇改善に加え、昨年十月にも月額最大八万円のさらなる処遇改善を行ったところであり、この定着に努めてまいります。

さらに、介護報酬等の特例的な弾力化措置を講じるとともに、感染者が発生した介護施設等が感染予防を図りながらサービス提供を継続するため、介護職員の確保に関する費用などのかかり増し経費については全額公費で助成を行うこととしております。この支援策を最大限活用いただけるよう、自治体や事業者にとしっかりと周知してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業している通所、短期入所系の介護事業所は、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大した後の四月二十日の調査で八百五十八カ所、全事業所の約一％であり、多くの事業所でサービス提供を継続いただいているものと承知しています。他方で、休業している事業者を利用されている方に対しては、ケアマネジャー等により、必要な代替サービスの確保が行われるよう周知等を徹底しているところですので。

引き続き、現場の状況も踏まえながら、機動的に必要な支援を講じてまいります。

検査官の定年引上げを含む国家公務員法等改正案についてお尋ねがありました。

まず、大前提として、検査官も一般職の国家公務員であり、検察庁法を所管する法務省において、一般法たる国家公務員法の勤務延長に関する規定が検査官にも適用されると解釈することとしたところですので。

その上で、今般の国家公務員法等の改正法案の趣旨、目的は高齢期の職員の豊富な知識、経験等を最大限に活用する点などにあるところ、検察庁法の改正部分の趣旨、目的もこれと同じであり、一つの法案として束ねた上で御審議いただくことが適切であると承知しております。

今般の法改正においては、検察官の勤務延長に当たって、その要件となる事由を事前に明確化することとしており、みずからの疑惑隠しのために改正を行おうとしているといった御指摘は全く当たりません。

なお、法案審議のスケジュール等については国会でお決めたこととあり、政府としてコメントすることは差し控えたいと思います。(拍手)

(岡本充功君登壇)

○岡本充功君 介護、障害福祉従事者の一刻も早い処遇改善の必要性についてお尋ねがありました。

介護、障害福祉従事者の皆様方の処遇は大変厳しいものがあります。

介護職員の皆様方に関しましては、二〇〇九年十月から二〇一二年三月まで、一人一月一万五千円の処遇改善交付金という形で明確に処遇改善が

なされ、そして平成二十四年の介護報酬改定で処遇改善加算として実施をされるなど、政策が推進されてまいりました。

安倍政権になってからも、特定処遇改善のための加算が本年四月からなされたこと承知はしておりますけれども、政権が掲げる生産性向上という観点からは、介護職員として障害福祉従事者の皆さん方の生産性向上というのはなかなか難しいものがあり、これになじむものとは考えておりません。

そういった中で、その賃金は大変今でも低い現状が続いています。こうした状況を改善していく必要があるというのは、議員皆様方も御承知いただけたと思います。

さらには、今般の新型コロナウイルス感染症への対応が大変現場を厳しいものとしております。感染予防に細心の注意を払いながら、そして、さまざまな物品を更に購入しなければならぬなど、経済的にも、そして精神的にも多大な負担がかかっている介護現場であります。

こうした現場の皆様方の声をしっかりと受けとめて、今回の法案を提出させていただきました。

そこで、介護、障害福祉従事者の職業生活の安定と離職の防止を図る観点から、現場の介護職員とそれを支援する管理部門の全ての職員の賃金の引上げについて、早急な対応が必要であると考えております。

私たちが提出をいたしました介護・障害福祉従事者人材確保法案は、介護、障害福祉従事者の賃金の引上げの措置を講ずる事業者に対して、全額国費負担の介護・障害福祉従事者等処遇改善助成金を支給するものとしております。

なお、この助成金は、早急な対応を必要とすることから、本法施行後、一カ月で施行日を求め、

そして支給をすることとしております。

これにより、介護、障害福祉現場にすぐれた人材が集まり、そして、その労苦を報いることができるだけでなく、介護サービス基盤の整備の上でも必要な政策と考えており、皆様方に御提案をさせていただきます。（拍手）

〔池田真紀君登壇〕

○池田真紀君 食事提供体制加算等の質問についてお答えいたします。

二〇一七年のきょうさんが行った調査では、今でも少ない収入なのに、食事加算廃止によって毎月六千円も負担がふえるなら、通えなくなるという声や、加藤厚労大臣と面談した方々は、障害のある娘が福祉事業所で働いて二十五年、月五千円の給料で、現在の給食費はほぼ給料と同じ、食事加算廃止によって毎月六千円自己負担はつらいとか、工賃は月六千円なのに給食費は月七千円、今でも親子ともに年金暮らしの身にはつらいなどの声が上がっており、大反対となりました。

今でも利用者の所得水準が改善されない中で、これらの加算が廃止されたら、食事がとれなくなる方が七割以上、食事を食べなくなる方が五割以上という調査結果も現在あります。

送迎加算も引下げによって送迎サービスが縮小、廃止されることになれば、そもそも通所の手段を失い、通所は困難となることが懸念されます。

それにもかかわらず、厚生労働省は、次期報酬改定に向けて、食事提供加算等の廃止、送迎加算の減額の方針を打ち出すことが確実視されています。また自己負担にしようとしているのか、三年前の悪夢がよみがえったと、今、当事者や御家族は、新型コロナウイルスの影響の不安、その上に安倍政権によるこの制度の改悪というダブルパンチで、恐怖におびえています。

先ほどの安倍総理の御答弁、現場の現状やニーズを踏まえて丁寧な議論をするというものの、必要であるサービスであるとはおっしゃいませんでした。当事者や御家族、事業者はますます不安になったんじゃないでしょうか。加算の廃止、削減はしないという約束をしていただけだった答弁に、本当に残念でなりません。

本法律では、それぞれの加算について、障害者が障害福祉サービスを受ける機会を確保する必要性に鑑み、当分の間、障害者に不利な内容となる算定基準を定めることのないよう、法律上、規定を設けることとしております。

続いて、重度訪問介護の支援拡大についてお答えいたします。

こちらについても、制度のはざまというものの、企業や事業所についてこれから支援をするという安倍総理大臣の答弁は不十分でございました。私も、非常にショックであります。

現行法においては、告示五百二十三号通知が就労の壁になっていきます。通知には、「外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。」とあり、この通知自体の撤廃を求める声は今も引き続き多くあります。

本来、個別給付の支援の内容である排せつや食事の介助は、仕事をするか否かにかかわらず必要な日常生活の介助であり、就労中にこうした支援を受けるとしても、あくまで日常生活の延長線上にある支援と言えるため、個人の経済活動を公費で支援することにはならないと考えられます。

また、勤労は全ての国民に保障されている権利であり、常時介護を必要とする重度の障害者であっても働くことのできる社会の実現を図るため

には、支援の拡充によって就労の壁を取り除いていくことが必要であると考えています。

また、他の障害福祉サービスにおいても、職場での介助や通勤における移動中の介助、障害児の通学に対する支援のあり方などは、本法案の検討事項といたしました。

安倍総理は、第二百回臨時国会の所信表明演説で、障害や難病のある方々が個性を発揮し、生き生きと活躍できる時代をつくり上げると訴えました。安倍総理は自民党総裁でもあるわけですから、まさか自民党が採決に応じないとか三法案に反対するとか、あり得ないと思います。まさに三法案が成立できれば、歴史的な一歩になると思います。

誰もが地域で当たり前に暮らし、当たり前に学び、当たり前に働くことのできる共生社会の第一歩として、介護・障害福祉従事者処遇改善法案、食事加算等存続法案、重度訪問介護等就労支援法案の成立をお願いするものであります。（拍手）

○議長（大島理森君） 宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君 日本共産党の宮本徹です。（拍手）冒頭、二点お伺いいたします。

総理、検察庁法改正案への抗議がなぜ大きく広がっているとお考えですか。時の権力をそんたくする検察にしては絶対ならないからです。民主主義の根幹を揺るがす大問題だからであります。

法改正で恣意的な人事は行われたいと言いますが、これまでの法解釈を変えて恣意的な検察人事を行ったのは総理御自身ではありませんか。

審議の強行、あすの採決強行など、到底許すわけにはまいりません。検察庁法改正案は撤回すべきであります。

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案外三案の趣旨説明に対する宮本徹君の質疑

一〇

総理の最初の自粛要請から二カ月半。補償がもらえる中、国民からは悲痛な声が上がっております。支援から抜け落ちる人をつくっては絶対になりません。

十二月途中に開業したカレー屋さん、売上げが激減し、テークアウトも頑張っていますが、給付金の対象外です。新規事業者、開業者も支援の対象にすべきであります。

家賃が数百万円のミニシアターなども、文化芸術支援として大胆に支援する必要があります。必要な事業者に必要な規模で支援することを約束していただきたいと思います。

多くの一人親家庭は深刻な状況です。児童扶養手当は倍増すべきであります。収入を失い、困窮した人に、十万円一度の給付では全く足りません。

生活保護も、日弁連会長声明のように、資産要件を抜本的に緩和するコロナ特例を設けるべきではありませんか。

また、労働基準法違反の無給休業は厳しく是正すべきであります。

雇用を守るために、雇用調整助成金は、上限を二倍に引き上げると同時に、事後審査による前払いへと仕組みを抜本的に見直すべきであります。

昨日、総理は、事後チェックの導入と答弁しましたが、それでどれだけ支給は早くなるのですか。緊急事態宣言の延長の大きな理由とされたのが、医療体制の逼迫です。収束まで感染拡大の波を繰り返します。少な過ぎるICUの整備、ECMOの整備と訓練など、重症患者を治療する体制を目標を持って拡充すべきであります。中等症の病床、軽症者の療養施設も、ゆとりを持って確保すべきです。早期発見、早期隔離のために、抗原検査、PCR検査体制の拡充が必要です。

新型コロナウイルス対策の中、減収が十億円を大きく超える病院も出ています。病院の減収の補償を急ぐべきです。

感染リスクの中、家族を感染させないために、私生活を犠牲にしている医療関係者も少なくありません。新型コロナウイルス対策に当たる医療従事者に危険手当を国の責任で出すべきではありませんか。

ドイツでは、高齢者施設の介護職の皆さんに特別手当の支給を決めました。総理、利用者のために感染症と闘う介護、福祉職の皆さんに、国の責任で特別手当を支給すべきであります。

次に、社会福祉法等改定案及び野党提案について質問いたします。

総理、コロナ禍の中で、この間、自助、共助を優先し、国の責任を回避してきたはずみ、介護、社会福祉の基盤の脆弱さが浮き彫りになっているのではありませんか。

その最たるものが、介護、障害者福祉の人手不足です。とりわけ、通所介護を使えなくなった利用者の新たな訪問介護のヘルパー確保は困難をきわめています。確保のための緊急策を検討すべきです。マスク、手袋、消毒液、ガウン、非接触型体温計なども、国の責任で安定的に供給すべきであります。

慢性的な人手不足のもと、特養ホームなどの施設介護では、ベッドはあいているのに入所者を受け入れられない事態もあります。ケアマネ不足も深刻です。人材確保のために、介護、障害者福祉のさらなる処遇改善は急務であります。

政府は処遇改善加算を行ってきたと言いますが、さまざまな要件を課しているために、職員全体の賃上げにはつながっていません。国費の直接投入による介護、福祉職員全体の賃金引上げを図るべきではありませんか。

安倍首相は、介護離職ゼロを掲げ、二〇二〇年代初頭までに、特別養護老人ホームの整備を進め、待機者をなくすと表明しました。二〇一九年度、特養ホームの待機者は約二十九万人。総理、必要な整備、介護離職ゼロはいつ達成できるのですか。

法案にも入れられた有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅は、平均でも月額二十二万八千円もします。国民年金の平均は五・五万円、女性の年金の平均は十・三万円。とても利用できるものではないですね。国の責任で、待機者解消の計画を策定し、特養ホームの抜本的増設を行うべきではありませんか。

人手不足の中、人材紹介会社の紹介料、派遣料がはね上がり、介護事業所の重い負担となっています。紹介料の上限規制を行うべきではありませんか。

基盤整備や処遇改善を行えば、保険料、利用料にはね返るのが現在の仕組みです。既に保険料は全国平均で月五千五百円、二〇二五年には月八千円に引き上がる見込みです。保険料、利用料の高騰を抑えながら制度の充実を図り、持続可能な制度にするため、介護保険の国庫負担割合を大幅にふやすべきではありませんか。

最後に、来年度の介護報酬改定で補足給付の見直しが行われようとしており、利用者の不安を招いています。利用料の増大によって、介護を必要とする高齢者を制度からますます遠ざける見直しは、行うべきではありませんか。

また、前回の障害者福祉の報酬改定では、食事提供加算の廃止が狙われ、当事者の声と超党派の取組で阻止されました。食事提供加算、送迎加算の廃止、縮小は絶対してはならないと申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮本議員にお答えいたします。

検察庁法の改正案についてお尋ねがありました。検察官も一般職の国家公務員であり、検察庁法を所管する法務省において、一般法たる国家公務員法の勤務延長に関する規定が検察官にも適用されると解釈することとしたところです。

その上で、黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣からの閣議決議により閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、私が恣意的な人事を行ったとの御指摘は全く当たりません。

法案審議のスケジュール等については国会でお決めたこととありますが、今回の国家公務員法と検察庁法の改正については、高齢期の職員の豊富な知識、経験等を最大限に活用する等の同一の趣旨、目的が認められるところであり、一つの法案として束ねた上で御審議いただくことが適切であると承知しております。

なお、インターネット上のさまざまな御意見に対して政府としてコメントすることは差し控えますが、今般の検察庁法改正案は検察官の独立性を害するものではなく、国民の皆様の御理解が深まるように、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

事業者への支援についてお尋ねがありました。持続化給付金については、新規事業者についても、昨年創業した方については、前年同月との売上高の比較ができない場合も含め支援対象とするなど、柔軟な対応を行っています。

その上で、創業間もない事業者に対しても、持続化補助金の特別枠の対象とすることで、テークアウトを実施するために必要な投資や販路開拓などを広く支援してまいります。

持続化給付金の額については、固定費である地代、家賃などの平均六カ月分に相当する金額を参考に、その負担を軽減する観点から、中堅・中小企業には二百万円、フリーランスを含む個人事業者には百万円を上限に給付することとしたところ

です。多くの事業者の皆さんが、あすの支払いにも御苦労をしておられる中で、最も重要なことはスピード感であると考えております。今回、補正予算成立の翌日、五月一日から受け付けを開始しましたが、一週間後の五月八日から入金スタートしたところ

です。まずは、この使い道が自由な現金を一日も早くお手元にお届けできるよう、今後とも全力を尽くす考えであります。

厳しい状況にある方々への支援についてお尋ねがありました。一人親家庭に対しては、八十万円までの、返済免除も可能な緊急小口資金等の特例貸付制度を実施するほか、緊急経済対策で、一人当たり十万円の特

別定額給付金や子供一人当たり一百万の一時的金により、支援を行ってまいります。生活保護制度については、資産、能力、その他

あらゆるものを活用いた、だ、という基本原理は維持しつつ、現下の状況を踏まえた運用の弾力化等により速やかな保護決定を促してまいります。

労働基準法に違反するおそれのある休業手当の不払い事案を把握した場合には、労働基準監督署が監督指導を行い、休業手当の支払いの徹底を図ってまいります。

雇用調整助成金がより迅速に支給されるよう、令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

事後チェックの導入も含め、厚生労働省において手続の簡略化を進めているところであり、支給まで従前二カ月を要していたものを最速二週間程度まで短縮することを目指しています。また、上限額の引上げについては、与野党での御議論も踏まえ、政府としてもしっかりと検討し、早急に具体化してまいります。

あらゆる政策を総動員し、厳しい状況にある方々を徹底的に下支えし、雇用と生活を守り抜いてまいります。

医療提供体制の確保等についてお尋ねがありました。重症者対策を中心として医療提供体制を強化していくため、既存の医療機関の病床を重症者の入院に重点化していくとともに、個人防護具等の整備など、都道府県が必要な医療提供体制を構築していくため、しっかりと支援を行ってまいります。

ICU等については、適切な国際比較によれば、欧州の主要国を上回る整備水準となっているところであり、ECMOについては、現在、新型コロナウイルス感染症の治療に全国で三十台程度が稼働しており、このほか九百台以上のあきがあります。加えて、専門人材の養成も実施しているところ

です。また、現在、約五千六百名の入院患者に対して、医療機関と調整の上、既に三万床を確保できる見込みであり、今後の感染者の変動にも対応できる体制を整備しています。加えて、軽症者等の受入れ可能な宿泊施設は、現在、九百室程度が使用されていますが、全国で約一万六千室が確保されております。

PCR検査については、特に大都市部を中心に、検体採取を行う人員や拠点が限られる中で、更に効率的に実施することが必要であると考えており、PCR検査センターを設置し、地域の医師会等へ委託する形で運営することや、歯科医師にも検体採取に御協力をいただくことなどの取組を推進することにより、検査拠点の確保を図っていくこととしています。加えて、現行のインフルエ

ンザ検査と同様な形で迅速な結果判定が可能な抗原検査も有用であると考えており、あすにも薬事承認の予定です。

経営に影響が出ている医療機関への支援も重要です。今般の緊急経済対策において、無利子無担保を内容とする経営資金融資による支援を行い、経営が厳しい医療法人や個人診療所に対しては、今般の持続化給付金の対象とした上で、医療法人は二百万円、個人診療所は百万円を上限に現金給付を行うこととしているところですが、さらに、医療機関の資金繰り支援の観点から、各種支援策の実施状況を踏まえつつ、どのような対応ができるか検討してまいります。

また、感染症の患者に直接向き合う医療従事者の皆様に危険手当として四千円相当が支給されることを念頭に、人員配置に応じた診療報酬の引上げなどを行っており、介護職員についても、危険手当の支給を含む職員の確保に関する費用などのかかり増し経費について全額公費で助成を行うこととしています。引き続き、こうした方々に対する

手当の支給等について、必要な支援を検討してまいります。介護、障害者福祉の人手、物資確保と処遇改善についてお尋ねがありました。新型コロナウイルス感染症の影響により通所系の事業所が休業した場合は、ケアマネジャー等により、必要な代替サービスの確保が行われるよう周知等を徹底してまいります。

また、事業者に対しては、一時的に人員の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しない等の特例を設けるとともに、休業要請を受けた事業所等が感染予防を図りながらサービス提供を継続するため、介護職員の確保に関する費用などのかかり増し経費について全額公費で助成を行うこととしています。

さらに、マスク等の衛生用品については、布マスクの配布や消毒用エタノールの優先供給に加え、都道府県がガウン等を購入する際にはその費用を補助の対象とするなど、国として必要な支援をしっかりと行なってまいります。

職員の処遇改善については、昨年十月から、介護報酬において満年度で公費一千億円、障害福祉サービス等報酬において満年度で公費四百五十億円を投じ、月額最大八万円のさらなる処遇改善を実施しており、この取得を促すことで確実な賃金改善につなげてまいります。

引き続き、現場の状況も踏まえながら、機動的に必要な支援を講じてまいります。

介護離職や介護施設の整備についてお尋ねがありました。

介護離職ゼロという目標の達成に向けて、二〇二〇年代初頭までに、特別養護老人ホームを含めた五十万人分の介護の受皿の整備、介護職員の処遇改善を含む介護人材確保対策、仕事と介護の両立支援などを総合的に進めているところで

です。特別養護老人ホームを始めとする介護施設の整備は、三年ごとの介護保険事業計画に沿って各自治体が進めており、国としても施設整備や開設準備の費用に対する支援を行ってまいります。

介護、障害者福祉の報酬改定等についてお尋ねがありました。

紹介手数料の水準については、労働市場の需給

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案外三案の趣旨説明に対する宮本徹君の質疑

の状況に応じて変動し、また、求人の内容に応じ
てさまざまであるため、一律に上限を設けること
については慎重な検討が必要であると考えていま
す。

その上で、民間の職業紹介事業者について、手
数料等の情報開示を義務づけるとともに、法律や
指針に適合する宣言を行った事業者のリストを公
表するなど、利用者が安心して選択できるように
環境整備を進めているところです。

介護保険については、高齢化が進展する中で、
必要なサービスが適切に提供されることが、保
険料、公費、利用者負担の適切な組合せにより、
制度の持続可能性を確保していくことが重要であ
り、低所得の高齢者の方々には、消費税財源を活
用し、保険料軽減を実施しております。

また、介護施設における食費や居住費への助成
について、現行制度においては、年金収入の水
準いかんによって助成額に大きな差異が生じる場
合もあり、社会保障審議会において、こうした年
金収入段階ごとの助成額の差をなだらかにする見
直し案が検討されているものと承知しております。
引き続き、厚生労働省において検討を進め、二〇
二一年度からの次期介護保険計画期間が始まるま
での間に成案を得ることとしております。

障害者サービスの食事提供体制加算や送迎加算
については、昨年度実施した実態調査の結果や関
係団体へのヒアリングを踏まえ、次期障害福祉
サービス等報酬改定に向けて丁寧に議論を行って
まいります。(拍手)

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子 宮本徹議員より、介護、障害者
福祉のさらなる処遇改善の必要性についてお尋ね
がありました。

介護の社会化を目指して介護保険制度がつくら

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する宮本徹君の質疑

地域共生

れ、二十年がたちました。しかしながら、利用者
がふえるにつれ、保険の範囲は縮小され、家族介
護のための離職と介護従事者の離職が後を絶ちま
せん。支え手の不足は一層深刻になっていきます。

厚労省の二〇一七年調査で、働く人や家族介護
を経験した人などに聞いたところ、介護について
の相談先はケアマネジャーがトップでした。とこ
ろが、ケアマネジャーは現行の処遇改善の対象と
なっておらず、資格の維持のための研修など負担
が大きいにもかかわらず処遇が改善されない、や
めたいとの声も上がっています。

このような現状を踏まえ、介護・障害福祉従事
者人材確保法案では、ケアマネジャーを含め、現
場の介護職員と管理部門の職員全体を対象に、平
均一人当たり月額一万円賃金を上昇させることを
想定した給付金の支給について規定をしております。

さらに、介護現場におけるハラスメントの防止
を念頭に、事業者に対し、適切な就業環境の維持
についての努力義務を課すことにより、給与面以
外での処遇改善についても規定をしております。
次に、国費の直接投入による介護、福祉職員の
賃金引上げの必要性についてお尋ねがありまし
た。

今、介護、福祉の現場では、要介護者や障害者
など感染リスクの高い利用者さんを守るに
か、必死で奮闘をされています。個々の利用者の
特性に応じたきめ細かい対応が求められる専門職
でありながら、その賃金は他の業種と比較して極
めて低い水準にあります。

こうした中、政府も処遇改善策を講じてきまし
たが、さまざまな要件が課されているために職員
全体の賃上げにつながっていないことは、議員の
御指摘のとおりです。

そこで、介護、福祉職員の職業生活の安定と離
職の防止を図る観点から、介護・障害福祉従事者
人材確保法案では、現場の介護職員とそれを支援
する管理部門の職員全体について、その賃金引上
げの措置を講ずる事業者に対し、全額国費負担の
介護・障害福祉従事者等処遇改善助成金を支給す
ることといたしました。

これにより、介護、福祉職員にすぐれた人材を
確保し、要介護者、障害者等に対するサービスの
水準の向上に資するものであります。(拍手)

○議長(大島理森君) 藤田文武君。

〔藤田文武君登壇〕

○藤田文武君 日本維新の会・無所属の会の藤田
文武です。

ただいま議題となりました地域共生社会の実現
のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に
ついて、会派を代表して質問いたします。(拍手)
まず冒頭、新型コロナウイルスに対する政府の
対応について質問いたします。

緊急事態宣言が延長され、国民の生活不安は増
大し、多くの事業者は存続の危機に瀕していま
す。

我が党は、これまで一貫して社会の活力として
の切磋琢磨やチャレンジを推奨し、時にはマー
ケットメカニズムの中で淘汰も認めるという政策
思想で改革を提言し、実行してまいりました。し
かし、これは平時の考え方であり、緊急事態下
においては、生活者や事業者を徹底的に守らなけれ
ばならないのは当然のことです。

マーケットメカニズムが停止し、半ば強制的に
経済活動をストップさせられているにもかかわらず
ず、明確な出口戦略や十分な追加支援策も明示さ
れず、長期戦、持久戦になるとだけお願いされて

いる。現在の政府の支援策では、量的にも質的に
も、そしてスピード面でも明らかに不十分であり
ます。企業の業績は軒並み悪化しており、既に倒
産、失業、労働者の収入激減は顕在化しておりま
す。この状況は更に悪化の一途をたどると予想さ
れております。よもや、現状に耐えられない企業
は淘汰されてもよい、潰れてもよいとは考えては
いないでしょうか。

仄聞するところによると、とあるネット番組
で、ある自民党幹部が、これでもない会社は潰
すからと発言されたことが紹介されておりました
が、まさかそうした設計思想で支援策を考えては
いませんか。総理、お答え願います。

また、政府の経済対策は常に後手後手であり、
支援策の拡充、手続の簡素化、要件緩和などを小
出しに実施することが利用者の混乱を招き、制度
運用上の大きな問題になっております。

例を挙げれば、雇用調整助成金は拡充や要件緩
和が小出しにされ、セーフティネット保証融資
の指定業種は少しずつ追加され、最終的には全業
種に拡大されました。持続化給付金の二百万円、
百万円も地方創生臨時交付金の一兆円も、この額
では全く不十分であり、第二弾を求める声が与野
党ともに各所から上がっております。これは政策
思想における中長期的な戦略視点が欠如している
証拠であると言わざるを得ません。

現行制度の制約と平時の発想にはかりとられ
て、戦力の逐次投入とも言える短期的視点で微修
正を繰り返すという政策の打ち出し方は、緊急時
の支援策としては明らかに問題があると考えます
が、総理の見解をお聞かせいたします。

続いて、法案について質問をいたします。
本法案では、地域の医療、介護の状況を正確に
把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進

するため、データ基盤の整備を推進することを目指しております。被保険者番号を活用した医療・介護分野のデータの名寄せ、連結精度の向上は欠かせない要素でございますが、今後は更に一歩進んで、コロナ収束後の介護保険制度の持続可能性を考える意味でも、マイナンバーの活用が必要だと考えます。

既に幾つかの諸外国では、税や社会保障のみならず、多くのデータを個人IDの活用で一元管理し、AIやビッグデータを用いた分析や研究を進めることによって、より質の高い政策設計を目指す方向に向かっております。

超少子高齢化や地域課題の多様化が急速に進む我が国においても、客観的データや科学に基づいた医療、介護、福祉政策の提供は必須であり、各所に散らばっている連結されないでいるデータを統合していくことは大きな課題と考えます。

新型コロナにおける支援策の非効率性が問題になっている今こそ、医療、介護、福祉の分野におけるマイナンバーの活用を進めていくべきであると考えますが、総理の見解をお聞きいたします。次に、介護サービス等における業務の効率化、申請手続の簡素化についてです。

新型コロナによって新しい生活様式の定着が求められている今、アナログきわまりない行政手続においても、テクノロジーを活用した新しい様式への進化が求められております。

現在、各種申請や届出は、原則的に紙で行われており、多くの手続では担当窓口への持参が求められています。今後は全てにおいてオンライン申請を目指すとともに、都道府県や市町村ごとに異なる書式が使用されている非効率な運用を改善し、政府が主導して統一プラットフォームを提供していくことが必須だと考えますが、いかがで

しょうか。総理の見解をお聞きいたします。

最後に、今、新型コロナウィルスの影響によって苦しんでいる国民の皆さんを見捨ててはなりません。今こそ新しい経済社会モデルを目指した改革を進めるとともに、国民の皆さんに寄り添う支援策を引き続き提案し、政府に求めていくことをお誓い申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣 安倍晋三君 藤田議員にお答えをいたします。

事業者の支援についてお尋ねがありました。感染症の影響が長引く中、これまでになく厳しい経営環境のもとで、多くの中小・小規模事業者の皆さんが歯を食いしばって頑張っておられます。こうした事業者の皆さんの努力を無にすることがないよう、政府として、何としても、事業を継続していただき、雇用と暮らしを守り抜いていく決意であります。

事業者の皆さんがあの支払いにも苦労しておられる中で、最も重要なことはスピード感であると考えます。実質無利子、元本返済最大五年据置きの融資については、日本政策金融公庫や商工中金では、OB採用による窓口強化、休日返上での対応により、一カ月余りで、通常の五倍以上のペースで、既に、二十三万件、四兆円以上の融資を実行しています。さらに、五月一日からは、史上初めて、民間の金融機関でも同様の融資を受けられるようにしたところであり、資金繰り対策に万全を期してまいります。

加えて、使い道が全く自由で返済不要の現金、最大二百万円を支給する持続化給付金を、今回初めて創設いたしました。補正予算成立翌日の五月

一日から受け付けを開始し、給付額の確認書類を二種類に絞る、オンライン申請とするといった対応により、一週間後の先週八日から入金をスタートしました。八日の一日だけで、二万三千件、そして二百八十億円の現金を事業者の皆さんにお届けしたところであり、今後一層加速してまいります。

事業者の皆さんにさまざまな支援を一日も早くお手元にお届けできるよう、今後とも全力を尽くすことで、現下の困難な状況をともに乗り越えてまいります。

経済対策の取りまとめ方針についてお尋ねがありました。

感染拡大を一日も早く収束させるべく全力を尽くすとともに、その間、雇用と事業活動、生活を徹底的に下支えして守り抜いていく。こうした明確な政策スタンスを掲げ、前例にとらわれることなく、あらゆる政策を総動員し、これまでになく規模の対策を実施しているところであります。この対策を政策の総力を挙げて迅速に実行し、必要としている方々のお手元にしっかりとした支援を速やかにお届けしてまいります。

その上で、時々刻々と変化する事態の推移をしっかりと見きわめ、足らざる部分があれば、随時、制度の見直しを行うとともに、追加的な対策を講じていくことも重要であると考えています。与党における検討を踏まえ、また、野党の皆さんの御意見も伺いながら、必要な追加策を早急に具

体化してまいります。マイナンバーの活用についてお尋ねがありました。

地域において、効率的かつ質の高い医療、介護、福祉サービスの提供体制を構築していくためには、それらに係る情報を個人単位でひもづけ

し、地域の状況をより正確に把握し、分析することが重要です。

既にマイナンバーを利用し、情報連携を行っている事務においては、添付書類の省略等効率的な行政運営が可能となっておりますが、来年三月からは、これに加え、医療保険の資格情報をオンラインで確認できる仕組みを活用することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組が開始されます。

今回の法案においては、この仕組みを活用して、医療・介護分野のデータの連結精度を向上させることとしており、ビッグデータを用いた有益な解析も期待されます。

引き続き、昨年閣議決定した新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、薬剤情報や健診情報を御本人がマイナポータルで統一的に管理できるようにするなど、国民の日常生活のさまざまな場面でマイナンバー制度の利活用を進めてまいります。

介護サービス等における業務の効率化等についてお尋ねがありました。

少子高齢化に伴い、介護の需要が増大する中で、より効率的に業務を執行する観点から、文書の作成等に関する負担軽減は重要な課題であり、これを踏まえ、まずは、介護事業所の指定申請や介護報酬の請求に対して、押印の廃止や添付書類の簡素化、郵送、メールによる申請書類の受け付けなどを自治体においてお願いしたところであり、さらに、今後三年の間に、順次、政府が主導して、自治体ごとの申請書類等に関するさまざまなルールールの解消、統一化を進めた上で、ウェブ入力、電子申請化について導入を図っていくこととしております。(拍手)

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号 議長の報告

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
国土交通大臣 赤羽 一嘉君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 西村 明宏君
厚生労働副大臣 橋本 岳君

○議長(大島理森君) の報告

(通知書受領)

一、去る四月三十日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
令和二年度一般会計補正予算(第1号)
令和二年度特別会計補正予算(特第1号)
令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)
一、去る四月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方税法等の一部を改正する法律
令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

(報告書受領)

一、去る四日、内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部長安倍晋三君から、次の報告書を受領した。
新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長の報告
(当選証書対照)

一、昨十一日、補欠選挙の結果当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わつた。
静岡県第四区選出議員 深澤 陽一君
(応召議員)

一、昨十一日、召集に応じた議員は次のとおりである。
小選挙区選出
静岡県第四区 深澤 陽一君
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員
辞任 補欠
井林 辰憲君 吉川 赳君
吉川 赳君 井林 辰憲君
財務金融委員
辞任 補欠
田野瀬太道君 田畑 裕明君
宗清 皇一君 神谷 昇君
階 猛君 源馬謙太郎君
神谷 昇君 宗清 皇一君
田畑 裕明君 田野瀬太道君
源馬謙太郎君 階 猛君

予算委員

辞任 補欠
大西 健介君 西岡 秀子君
後藤 祐一君 玉木雄一郎君
宮本 徹君 志位 和夫君
杉本 和巳君 足立 康史君
玉木雄一郎君 後藤 祐一君
西岡 秀子君 大西 健介君
志位 和夫君 宮本 徹君
足立 康史君 杉本 和巳君
一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員
辞任 補欠
浅野 哲君 泉 健太君
武内 則男君 岡島 一正君
泉 健太君 浅野 哲君
岡島 一正君 武内 則男君
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任 補欠
池田 佳隆君 今枝宗一郎君
今枝宗一郎君 藤井比早之君
藤井比早之君 池田 佳隆君
厚生労働委員
辞任 補欠
稲富 修二君 小熊 慎司君
小熊 慎司君 稲富 修二君
一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
経済産業委員
辞任 補欠
高村 正大君 古賀 篤君

国土交通委員

辞任 補欠
古賀 篤君 深澤 陽一君
予算委員
辞任 補欠
村上誠一郎君 福山 守君
小川 淳也君 松田 功君
大西 健介君 屋良 朝博君
岡本 充功君 中島 克仁君
玄葉光一郎君 玉木雄一郎君
本多 平直君 枝野 幸男君
馬淵 澄夫君 山内 康一君
前原 誠司君 緑川 貴士君
濱村 進君 高木美智代君
杉本 和巳君 藤田 文武君
福山 守君 丹羽 秀樹君
丹羽 秀樹君 村上誠一郎君
枝野 幸男君 本多 平直君
玉木雄一郎君 玄葉光一郎君
中島 克仁君 岡本 充功君
松田 功君 小川 淳也君
屋良 朝博君 前原 誠司君
山内 康一君 大西 健介君
高木美智代君 馬淵 澄夫君
藤田 文武君 濱村 進君
杉本 和巳君
(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任 補欠
高村 正大君 深澤 陽一君

(政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月三十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査会委員

辞任

高木 陽介君

補欠

小倉 將信君

(議案提出)

一、去る四月二十九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(総務委員長提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外八名提出)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出)

一、昨十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案(川内博史君外五名提出)

(議案送付)

一、去る四月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(総務委員長提出)

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

議長の報告

一、去る四月二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案

一、去る四月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

令和二年度一般会計補正予算(第一号)

令和二年度特別会計補正予算(特第一号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第一号)

地方税法等の一部を改正する法律案

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案

一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外八名提出)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案(川内博史君外五名提出)

一、去る四月三十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案

一、去る四月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和二年度一般会計補正予算(第一号)

令和二年度特別会計補正予算(特第一号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第一号)

地方税法等の一部を改正する法律案

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案

(議案撤回)

一、去る八日、議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(吉田統彦君外九名提出、第百九十六回国会衆法第三八号)

年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案(岡本充功君外五名提出)

一、去る八日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案(岡本充功君外五名提出)

(議案撤回通知)

改正する法律案(岡本充功君外五名提出)

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(吉田統彦君外九名提出、第百九十六回国会衆法第三八号)

(質問書提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄振興一括交付金に関する再質問主意書(下地幹郎君提出)

関西電力大飯発電所の定期検査による新型コロナウイルス流行懸念に関する質問主意書(齊木武志君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる濃厚接触者追跡アプリに関する質問主意書(中谷一馬君提出)

中小事業者に対する固定資産税の負担軽減に関する質問主意書(緑川貴士君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農業グリホサート製剤の一日摂取許容量と安全性に関する質問主意書(宮川伸君提出)

新型コロナウイルス感染症が疑われる検体に対するPCR検査に関する質問主意書(青山雅幸君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

救急搬送された者に対する新型コロナウイルス感染症の検査に関する再質問主意書(丸山穂高君提出)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における迅速な金銭支援に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

新型コロナウイルス感染症による就職活動等への影響に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

認可外保育所等の登園自粛・臨時休園に伴う保育料減免への支援の必要性等に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

(答弁書受領)

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高君提出新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴う、海外への資金拠出に関する質問に対する答弁書

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

議長の報告

一六

令和二年四月二十一日提出
質問 第一七七号

新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴う、海外への資金拠出に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴う、海外への資金拠出に関する質問主意書

令和二年四月二十日閣議決定の令和二年度補正予算における外務省所管分の予算、千二十八億円の詳細について、質問する。

一 外務省ホームページに掲載の令和二年度外務省所管補正予算(第一号)によると、各国際機関への支援についても計上されている。この補正予算における各国際機関や各国への支援について、その予定支援先及び資金拠出先と、それぞれの支援額について全て明らかにされたい。また、それぞれについて、適切な額と考えるか、政府の見解を問う。

二 それらの予定支援先及び資金拠出先への予算について、それぞれ計上する根拠を明らかにされたい。

三 令和二年四月十六日の国際通貨金融委員会においてステートメントを発した国際通貨基金の「大災害抑制・救済基金」への支援や資金拠出は含まれているか。含まれている場合には、その支援額と支援理由を明らかにされたい。また、令和二年度当初予算において、当該資金拠出が計上されている場合にはその旨を明らかにされたい。

四 令和二年四月十七日の世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会においてステートメントを発した世界銀行グループと連携して設立される「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」への支援や資金拠出は含まれているか。含まれている場合には、その支援額と支援理由

を明らかにされたい。また、令和二年度当初予算において、当該資金拠出が計上されている場合にはその旨を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質二〇一第一七七号
令和二年五月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴う、海外への資金拠出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴う、海外への資金拠出に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和二年度一般会計補正予算(第一号)においては、外務省所管の予算として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための支援に必要な経費として、開発途上国政府や国際機関等からの要請等を踏まえ、合計で約八百四十億円を計上しており、その内訳は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた無償資金協力 四百六十億円

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた開発途上国における技術協力 十五億円

国際連合児童基金拠出金 七十四億九千九百八十一万八千円

国際連合開発計画拠出金 六十九億九千九百九十二万二千元

アジア欧州財団拠出金 五十六億九千三百七十三万千元

Gaviワクチンアライアンス拠出金 五十五億円

日・ASEAN統合基金拠出金 五十四億八千万円

国際連合プロジェクト・サービス機関拠出金 三十一億九千九百八十九万七千円

国際連合女性機関拠出金 五億円

平和的利用イニシアティブ拠出金 四億九千二百万円

汎米保健機構拠出金 三億円

アジア生産性機構拠出金 二億円

国際連合パレスチナ難民救済事業機関拠出金 一億七千万円

世界税関機構拠出金 一億七千万円

国際連合食糧農業機関拠出金 一億二千三百二十万円

アフリカ連合委員会拠出金 一億千万円

国際連合ボランティア計画拠出金 九千八百二十万八千円

アジア海賊対策地域協力協定拠出金 千二百万円

三及び四について

お尋ねの「大災害抑制・救済基金」及び「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」への拠出に必要な経費については、令和二年度一般会計予算及び同年度一般会計補正予算(第一号)における外務省所管の予算に含まれていない。

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員下地幹郎君提出沖縄科学技術大学院大学(OST)の沖縄振興に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出テレワークの在り方に関する質問に対する答弁書

令和二年四月二十二日提出
質問 第一七八号

沖縄科学技術大学院大学(OST)の沖縄振興に関する第三回質問主意書

提出者 下地 幹郎

沖縄科学技術大学院大学(OST)の沖縄振興に関する第三回質問主意書

これまで令和二年三月十二日に提出した「沖縄科学技術大学院大学(OST)の沖縄振興に関する質問主意書」及び四月一日に提出した再質問主意書を通じ、沖縄科学技術大学院大学(OST)がその設置目的の一つである「沖縄の振興と自立的発展」にどのように寄与しているのかをたどってきた。再質問主意書においては、「沖縄の振興と自立的発展」とは、沖縄における新たな産業の創出や育成、県内人材の雇用増加、一人当たりの県民所得の向上、豊かな住民生活の実現につながることであり、その認識をあえて示した上で質問を行ったが、政府の答弁書はこの認識を踏まえたものに全くなっていない。

繰り返しになるが、平成二十四年の開学以来、沖縄関係予算からOSTに投じられた予算は約千四百億円に上る。沖縄県が依然、全国最下位の一人当たり県民所得や高い若年層の失業率、子どもの貧困問題など、対処すべき多くの課題を抱える中で、OSTに沖縄振興という名目で巨額の国費を投じている以上、政府にはOSTが沖縄県民一人一人の生活の向上にどのように貢献したのかを明確に説明する責任がある。

ついては、令和二年四月十日に受領した「衆議院議員下地幹郎君提出沖縄科学技術大学院大学(OST)の沖縄振興に関する再質問に対する答弁書(内閣衆質二〇一第一五〇号)」を踏まえ、以下の事項につき、改めて答えられたい。

一 OISTがシュプリング・ネイチャー社による質の高い論文数の割合のランキングにおいて日本の研究機関で第一位、世界の研究機関で第九位になったこと、またOISTでの研究成果を活用してベンチャー二社が設立されたことが、①沖縄における新たな産業の創出・育成、②県内人材の雇用増加、③一人当たりの県民所得の向上、④豊かな住民生活の実現にどのような貢献したのか、具体的に示されたい。

二 再質問に対する答弁書の「四について」では、OISTでの研究成果を活用して設立されたベンチャー二社の事業内容や企業規模、収益等を含む詳細な情報について「個別の企業に関することであり、お答えを差し控えたい」と答弁しているが、経済産業省及び新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が公開している「大学発ベンチャーデータベース」では、大学発のベンチャーについて、企業名や資本金、売上高、営業利益、主力製品分野、コア技術特許、大学との関係等、個別の企業に関する情報が公表されている。OISTの研究成果を活用して設立されたベンチャー二社に関する情報についてはなぜ公表できないのか、その理由を明らかにされたい。

内閣衆質二〇一第一七八号
令和二年五月八日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員下地幹郎君提出沖縄科学技術大学院大学(OIST)の沖縄振興に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

〔別紙〕

衆議院議員下地幹郎君提出沖縄科学技術大学院大学(OIST)の沖縄振興に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(令和二年四月十日内閣衆質二〇一第一五〇号)二についてでお答えしたとおり、沖縄科学技術大学院大学の取組は、イノベーション・エコシステムの形成、沖縄の科学技術人材の育成や地域の活性化に貢献すること等で、沖縄の振興及び自立的発展に寄与するものと考えているが、お尋ねの①沖縄における新たな産業の創出・育成、②県内人材の雇用増加、③一人当たりの県民所得の向上、④豊かな住民生活の実現については、様々な要因が影響するものであることから、これらに同大学の取組がどのように貢献したのかを具体的にお示しすることは困難である。

二について

先の質問主意書(令和二年四月一日提出質問第一五〇号)四でお尋ねの「ベンチャー二社」の「具体的な事業内容と企業規模」、「収益の現状」、「地元企業との提携の有無」及び「地元企業への技術移転の有無」については、個別企業の活動に関する事項であり、政府としてお答えする立場にないことから、お答えを差し控えたものである。

令和二年四月二十二日提出
質問 第一七九号

テレワークの在り方に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

テレワークの在り方に関する質問主意書
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、安倍総

議長の報告

理は四月七日に緊急事態宣言を発出した。その際、外出自粛を徹底するため、企業に対し、出勤者を最低七割減らすよう求めた。感染拡大のリスクを伴う人と人との接触機会を減らす上で、テレワークは有効な手段である。関連して、以下質問する。

一 政府は、テレワークに関する府省連携を強化するため、平成二十八年七月から内閣官房長官指示により、関係府省連絡会議を開催し、目標設定や調査、ガイドライン作成等の施策を実施している。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に際し、これまでの関係府省連絡会議ではどのような議論を行い、また政策決定を行ったのか。さらに、今後、関係府省連絡会議としてどのように対応することとなるか。具体的に回答されたい。

二 国土交通省が三月上旬に実施した新型コロナウイルス感染症対策におけるテレワーク実施実態調査でも、本年二月から三月上旬に通勤せず自宅で仕事をした人の割合は十二・六パーセントにとどまっている。

今後、同様の調査を定期的に実施する予定か。また、安倍総理が掲げる出勤者を最低七割減らすための方法について、企業においてどのような対応を取ることが望ましいと考えるか。また、企業の取組を促進するために政府として講ずべき措置についてどのように考えるか。具体的に回答されたい。

三 新型コロナウイルス感染症対策として中小企業事業主を支援するために、働き方改革推進支援助成金にて、テレワークを新規で導入する中小企業事業主(試行的に導入している事業主を含む)に一定の補助を行っているが、その中身

については以下回答されたい。

1 助成の対象となる事業の実施期間が、現状では令和二年二月十七日から同年五月三十一日となっているが、新型コロナウイルスの蔓延は、現状、収束の目途は立っていない。実施期間日の延長を現時点で検討すべきだと考える。政府の見解を伺いたい。

2 今回の助成では、支給対象となる取組としてテレワーク用通信機器の導入・運用の対象からパソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費用が外されている。東京都が独自に実施している事業継続緊急対策(テレワーク)助成金では、「機器等の購入費(例…パソコン、タブレット、VPNルーター)」も助成対象経費とされており、テレワークを導入するにあたり使い勝手のよい助成を行っている。今後、支給対象となる取組について変更を検討する予定があるか、政府の見解を伺いたい。

3 新型コロナウイルス感染症対策に関する政府の各施策の中身に十分に周知されていないという批判もある。外出自粛を徹底していくためのテレワーク支援策として本助成金が十分に活用されるよう、更なる広報を行うべきだと考える。本助成金の活用について、今後どのように広報していく予定か。具体的予定を示されたい。

四 今回の新型コロナウイルス感染症対策におけるテレワークの導入によって、企業等の急な対応の増大が重なることで、今後更に全体の通信量が膨らみ、通信回線が混雑する可能性がある。通信会社は、利用がさらに増えることを想定し、通信の遅延などが生じないように対策を事前

八 特定車両停留施設(旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第百八十三号)による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両(以下「特定車両」という。)を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。)

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自動運行補助施設(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することのできない方法により道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。)で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

第二条第三項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。

第十七条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 維持(道路の啓開のために行うものに限る。)

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

第二十四条中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。

第二十四条の二第二項中「第三項」の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十八条の七第一項の下に「第四十八条の三十五第一項」を加える。

第二十七条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第七項の規定により指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事を行う場合」を加える。

第三十二条第一項第三号中「軌道」の下に「自動運行補助施設」を加え、同項第七号中「を除く外を」の「ほか」に、「真を」おそれ」に改める。

第三十三条第二項中「次に掲げる工作物」の下に「物件」を加え、同項中第三号を第四号と

し、第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路(第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)

第三十三条第二項に次の一号を加える。

五 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

第三十三条に次の四項を加える。

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第二項の規定による許可(同項第三号に係るものに限る。)に係る前条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(自動運行補助施設の性能の基準等)

第四十五条の二 道路の附属物である自動運行補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設を設置した場合においては、当該自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。

第三章第八節中第四十八条の二十八を第四十八條の五十一とする。

第四十八條の二十七中「第四十八條の二十四各号」を「第四十八條の四十七各号」に改め、同条を第四十八條の五十一とし、第四十八條の二十六を第四十八條の四十九とし、第四十八條の二十三から第四十八條の二十五までを二十三條ずつ繰り下げる。

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第三章第八節を同章第十三節とする。

第三章第七節中第四十八条の二十二を第四十八条の三十九とし、第四十八条の二十一を第四十八条の三十八とする。

第四十八条の二十第一項中「第四十八条の二十二」を「第四十八条の三十九」に改め、同条を第四十八条の三十七とする。

第三章第七節を同章第十一節とし、同節の次に次の一節を加える。

第十二節 自動車駐車場等運営事業

(自動車駐車場等運営事業に関する料金の徴収の特例)

第四十八条の四十 道路管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。)第十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権(自動車駐車場等運営事業(自動車駐車場等の運営等(民間資金法第二条第六項に規定する運営等)をいう。以下この項において同じ。)であつて、当該自動車駐車場等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。)をいう。以下同じ。)を設定する場合には、第二十四条の二第一項及び第四十八条の三十五第一項の規定にかかわらず、当該自動車駐車場等運営権を有する者(以下「自動車駐車場等運営権者」という。)に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。

2 第二十四条の二第二項及び第三項の規定は

道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に係る前項の利用料金について、第四十八条の三十五第二項及び第三項の規定は特定車両停留施設に係る前項の利用料金について、それぞれ準用する。この場合において、第二十四条の二第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)中「道路管理者」とあるのは、「第四十八条の四十第一項に規定する自動車駐車場等運営権者」と読み替えるものとする。

(民間資金法の特例)

第四十八条の四十一 道路管理者が民間資金法第五条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業(特定車両停留施設に係るものに限る。)に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七条の規定の適用については、同条第二号中「内容」とあるのは、「内容(災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に關し必要な措置を含む。)」とする。

2 道路管理者が民間資金法第二十二條第一項の規定により自動車駐車場等運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「方法」とあるのは「方法(災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に關し必要な措置を含む。)」と、同項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合」には、その決定手続及び公表方法」とあるのは「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。

(利用料金の変更命令及び公示)

第四十八条の四十二 自動車駐車場等運営権を設定した道路管理者(以下「特定道路管理者」という。)は、自動車駐車場等運営権者から民間資金法第二十三條第二項の規定により届け出られた利用料金が第四十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第二項又は第四十八条の三十五第二項の規定に違反すると認めるときは、自動車駐車場等運営権者に対し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができる。

2 特定道路管理者は、自動車駐車場等運営権者から民間資金法第二十三條第二項の規定による届出を受けたときは、前項に規定する場合を除き、当該届出の内容を条例(国道にありつては、国土交通省令)で定める方法により公示しなければならない。

(国土交通大臣への通知)

第四十八条の四十三 指定区間外の国道の道路管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

- 一 民間資金法第八条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業を実施する民間事業者を選定したとき。
 - 二 自動車駐車場等運営事業に係る民間資金法第二十六條第二項の許可をしたとき。
 - 三 民間資金法第二十九條第一項の規定により自動車駐車場等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたとき。
 - 四 公共施設等運営権の存続期間の満了に伴い、又は民間資金法第二十九條第四項の規定により自動車駐車場等運営権が消滅したとき。
- (自動車駐車場等運営権を設定した場合における読替え)
- 第四十八条の四十四 特定道路管理者が民間資金法第十九條第一項の規定により自動車駐車場

場等運営権を設定した場合における第二十四条の三及び第四十八条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項(同項に規定する利用料金に関する事項を除く。)」と、第二十四条の三中「前条第一項の規定により駐車料金を徴収する」とあり、及び第四十八条の三十六中「前条第一項の規定により停留料金を徴収する」とあるのは「第四十八条の四十第一項の規定により利用料金を収受させる」と、第二十四条の三の見出し中「駐車料金等」とあるのは「駐車することができ時間等」と、同条中「駐車料金、駐車する」とあるのは「駐車する」と、第四十八条の三十六の見出し中「停留料金等」とあるのは「停留することができ時間等」と、同条中「停留料金、停留する」とあるのは「停留する」とする。

(自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の四十五 自動車駐車場等運営権者とその運営する自動車駐車場等について行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二條第一項及び第三項の規定の適用については、自動車駐車場等運営権者と特定道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

第四十八条の十九第一項中「又は災害復旧に關する工事」を削り、「次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理」を「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で次の各号のいずれかに該当するものの維持(道路の啓開のために行うものに限る。)」に、「及び」を「並びに」に改め、「第三項まで」の下に「及び第七項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 重要物流道路 二 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの 第四十八条の十九第二項中「又は災害復旧に關する工事」を削る。 第三章第六節の二を同章第八節とし、同節の次に次の二節を加える。 第九節 歩行者利便増進道路 (歩行者利便増進道路の指定) 第四十八条の二十 道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この条において同じ。)のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができる。	三 指定市以外の市町村は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該市町村の区域内に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようとする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができる。 四 指定市以外の市町村は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路を管理する都道府県に協議し、その同意を得なければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。 五 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。 (歩行者利便増進道路の構造の基準) 第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。 (歩行者利便増進道路の管理の特例) 第四十八条の二十二 第四十八条の二十第三項の規定により都道府県が管理する道路を歩行者利便増進道路として指定した指定市以外の市町村は、当該歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は当該歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を	確保するための歩道の拡幅その他の歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(第十七条第一項から第四項までの規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。以下この条において「歩行者利便増進改築等」という。)を都道府県に代わつて行うことが適當であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。 二 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進改築等を行うおとるとき、及び当該歩行者利便増進改築等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 三 指定市以外の市町村は、第一項の規定により歩行者利便増進改築等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。 四 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的説替へは、政令で定める。 (公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針) 第四十八条の二十三 道路管理者は、利便増進誘導区域において第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特	に有効であると認められる歩行者利便増進施設等(以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。)について、道路の占用及び公募の実施に關する指針(以下「公募占用指針」という。)を定めることができる。 二 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 公募対象歩行者利便増進施設等の種類 二 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の場所 三 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の開始の時期 四 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるもの 五 第四十八条の二十六第一項の規定による認定の有効期間 六 占用予定者(公募対象歩行者利便増進施設等に係る第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準 七 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に關する事項その他必要な事項 三 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが歩行者利便増進道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定められないものとする。 四 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。 五 道路管理者は、公募占用指針を定め、又は	令和二年五月十二日 衆議院會議録第二十三号 道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書
--	---	--	--	---

これを變更しようとする場合においては、あらかじめ、当該公募占用指針に係る歩行者利便増進道路の存する市町村を統括する市町村長（当該歩行者利便増進道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村を統括する市町村長を除く。）及び学識経験者の意見を聴かなければならない。 6 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。 （歩行者利便増進計画の提出） 第四十八条の二十四 歩行者利便増進道路に公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用に関する計画（以下「歩行者利便増進計画」という。）を作成し、第四十八条の二十六第一項の規定によるその歩行者利便増進計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。	項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 当該歩行者利便増進計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。 二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。 三 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。 四 当該歩行者利便増進計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。	4 道路管理者は、第二項の評価に従い、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。 5 道路管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。 6 道路管理者は、第四項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。 （歩行者利便増進計画の認定） 第四十八条の二十六 道路管理者は、前条第六項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。 2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。 （歩行者利便増進計画の変更等） 第四十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。	掲げる基準を満たしていること。 二 当該歩行者利便増進計画の変更をするものについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。 3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。 （公募を行った場合における道路の占用の許可） 第四十八条の二十八 認定計画提出者は、第四十八条の二十六第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第四項及び次条において「計画の認定」という。）を受けた歩行者利便増進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次項及び次条第二号において「認定歩行者利便増進計画」という。）に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。 3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、第四十八条の二十四第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。 4 計画の認定がされた場合においては、認定
3 その他国土交通省令で定める事項 3 歩行者利便増進計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。 （占用予定者の選定） 第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一	2 道路管理者は、前項の規定により審査した結果、歩行者利便増進計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第四十八条の二十三第二項第六号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての歩行者利便増進計画について評価を行うものとする。 3 道路管理者は、前項の評価を行おうとする場合において、当該評価に係る歩行者利便増進計画に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。	2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。 2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。 一 変更後の歩行者利便増進計画が第四十八条の二十五第一項第一号から第三号までに	4 計画の認定がされた場合においては、認定

計画提出者以外の者は、第四十八条の二十六第一項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

(地位の承継)

第四十八条の二十九 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画提出者の一般承継人

二 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者

第十節 特定車両停留施設

(車両の種類の指定)

第四十八条の三十 道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、国土交通省令で定めるところにより、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定するものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

(特定車両停留施設の構造等)

第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

(車両の停留の許可)

第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路

管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(特定車両の停留の許可基準)
第四十八条の三十三 道路管理者は、前条第一項又は第三項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第四十八条の三十第一項の規定により指定した種類のものであること。

二 当該許可の申請に係る前条第二項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

(利用の制限等の表示)
第四十八条の三十四 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(特定車両停留施設の停留料金及び割増金)
第四十八条の三十五 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両を停留させる場合においては、この限りでない。

2 前項の停留料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類車両を同時に二両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 第二十四条の二第三項の規定は、第一項の停留料金を不法に免れた者について準用する。

(特定車両停留施設の停留料金等の公示)

第四十八条の三十六 道路管理者は、前条第一項の規定により停留料金を徴収する特定車両停留施設について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、停留料金、停留することができる時間その他特定車両停留施設の利用に関し必要な事項を公示しなければならない。

第三章第六節を同章第七節とする。

第四十八条の二第三項中「昭和二十六年法律第百八十三号」を削り、「以下次条中」を「次条において」に改める。

第三章第五節を同章第六節とする。

第四十七条の八第一項第三号に次のように加える。

ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設(以下「自動車駐車場等」という。)と道路一体建物とが一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する通路その他の当該道路一体建物の部分を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

第三章第四節の二を同章第五節とする。

第五十条第五項及び第五十一条第三項中「第四十八条の十九第一項」を「第十七条第七項又は第四十八条の十九第一項」に改める。

第六十四条第一項中「同条第三項」の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「連結料並びに」を「連結料」に改め、「負担金」の下に「第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金並びに自動車駐車場等運営権の設定の対価」を加える。

第七十三条第一項中「又は連結料」を「連結料又は停留料金」に改める。

第七十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 道路の附属物である自動運行補助施設の設置状況

第七十六条に次の一項を加える。

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

から前項第三号に掲げる事項の報告を受けたときは、その内容を国土交通大臣に報告しななければならない。

第九十五条の二第二項中「若しくは制限し」の下に、「第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし」を加え、「若しくは道路」を「道路」に改め、「自動車駐車場」の下に「を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設」を加える。

第九十七条第一項第一号中「第二十四条の二第一項及び第三項」の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十七条の二第三項」の下に、「第四十八条の三十五第一項」を加え、同項第三号中「第十七条第四項」の下に、「第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項」を加える。

第九十九条中「第三十九条の五第一項」の下に「若しくは第四十八条の二十六第一項」を、「係る占用入札の下に」若しくは公募(以下「占用入札等」という。)を加え、「当該占用入札」を「当該占用入札等」に改める。

第一百条中「占用入札」を「占用入札等」に改める。

第一百三十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定に違反して特定車両停留施設に車両を停留させた者

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の六」を「第四十七条の十六」に、「第四十七条の七」を「第四十七条の十七」に、「第十三節 道路協力団体(第四十八条の四十六―第四十八条の五十一)」を「第十四

節 指定登録確認機関(第四十八条の四十六―第四十八条の六十一)第四十八節 道路協力団体(第四十八条の六十一―第四十八条の六十五)」に改める。

第四十七条第一項中「以下本節及び第八章中」を「第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第一号を除き、以下この節及び第八章において」に改める。

第四十七条の二第二項中「次条第一項及び第七十二条の二第二項において」を「以下」に改める。

第四十七条の三第一項中「を特定」を「(第四十七条の十第三項の回答の内容に従った通行を除く。以下この項において同じ。)を特定」に改める。

第四十七条の十一を第四十七条の二十一とし、第四十七条の七から第四十七条の十までを十条ずつ繰り下げ、第三章第四節中第四十七条の六を第四十七条の十六とし、第四十七条の五を第四十七条の十五とする。

第四十七条の四第一項中「違反して」を「違反し、若しくは第四十七条の十第三項の回答の内容に従わないで」に改め、同条を第四十七条の十四とする。

第四十七条の三の次に次の十条を加える。

(限度超過車両の登録)

第四十七条の四 限度超過車両を通行させようとする者は、当該限度超過車両について、国

土交通大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第一項の登録(第二項の登録の更新を含む。以下「登録」という。)を受けようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。(登録の申請)

第四十七条の五 登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 道路運送車両法による自動車登録番号

二 限度超過車両を通行させようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 車両(人が乗車しておらず、かつ、貨物が積載されていない状態におけるものをい

い、他の車両を牽引する場合にあつては当該牽引される車両を含む。次条第一項第一号において同じ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径

四 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法

五 限度超過車両が貨物を積載する車両(以下「貨物積載車両」という。)である場合にあっては、積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法その他国土交通省令で定める事

項

(登録の基準等)

第四十七条の六 国土交通大臣は、登録の申請に係る限度超過車両が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その登録をしなければならない。

一 車両の構造が国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合するものであること。

二 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 限度超過車両が貨物積載車両である場合にあっては、その積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 国土交通大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

(変更の届出等)

第四十七条の七 登録を受けた者は、第四十七条の五各号に掲げる事項(次項及び第四十七条の十三第一項第一号において「登録事項」という。)に変更があつたときは、第四十七条の十第一項の規定による求めをする時までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る登録事項が前条第一項各号の基準に適合しないと認める場合を除き、変更の登録をしなければならない。

(廃止の届出)

第四十七条の八 登録を受けた者は、登録を受

けた限度超過車両(以下「登録車両」という。)の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。 2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。 (登録の取消し) 第四十七条の九 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 一 不正な手段により登録を受けたとき。 二 第四十七条の六第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。 三 第四十七条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (登録車両の通行に関する確認等) 第四十七条の十 登録車両を通行させようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、当該登録車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないように通行させることができる経路(以下「通行可能経路」という。)の有無について、その確認を求めることができる。 2 前項の規定による求めは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。 一 道路運送車両法による自動車登録番号 二 出発地及び目的地 三 登録車両が貨物積載車両である場合にあっては、その積載する貨物の幅、重量、高さ及び長さ 3 第一項の規定による求めを受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、当該求めに係る通行可能経路の	有無を判定し、その結果について回答をするものとする。この場合において、通行可能経路があるときは、併せて、その内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法について回答をするものとする。 4 前項の規定による判定は、判定基準(登録車両の通行が、当該登録車両に係る第四十七条の五第三号及び第二項第三号に掲げる事項並びに第一項の規定による求めに係る出発地から目的地までの経路を構成することとなる道路の構造に関する情報に照らして、当該道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないものであるかどうかを判定するための基準として、国土交通省令で定めるところにより道路管理者が定めるものをいう。以下同じ。)に基づき、これを行うものとする。 5 第一項の規定による求めをしようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。 6 国土交通大臣は、第三項の回答をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該回答の内容を記載した書面を交付しなければならない。 7 前項の規定により書面の交付を受けた者は、当該回答に係る通行可能経路の通行中、当該書面を当該登録車両に備え付けていなければならない。 8 登録車両を第三項の回答の内容に従つて通行させるときは、第四十七条第二項及び第三項の規定は、当該登録車両について適用しない。 (判定基準等の提供等) 第四十七条の十一 国土交通大臣は、前条第三	項に規定する判定をするため、あらかじめ、道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。)に協議し、その同意を得て、当該道路管理者の判定基準及び当該判定に係る道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの(以下「判定基準等」という。)の提供を受けることができる。 2 前項の同意をした道路管理者は、直ちに、その判定基準等を国土交通大臣に提供しなければならない。 3 前項の道路管理者は、同項の規定により提供した判定基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。 4 国土交通大臣は、前二項の規定によりその判定基準等を提供した道路の道路管理者から当該道路に係る前条第三項の回答に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。 (登録車両の通行の記録及び報告) 第四十七条の十二 登録車両を第四十七条の十第三項の回答の内容に従つて通行させる者は、当該登録車両ごとに、第四十七条の六第一項第二号及び第三号に規定する国土交通省令で定める基準に従つて、当該登録車両の通行経路及び当該登録車両に積載する貨物の重量を記録するとともに、当該通行に係る通行時間その他国土交通省令で定める事項を記録し、これらを保存しなければならない。 2 国土交通大臣は、第四十七条の四からこの条までの規定を施行するため必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項の記録その他	必要な事項についての報告を求めることができる。 3 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、登録車両が通行した経路を構成する道路の道路管理者に対し、国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。 (データベースの整備等) 第四十七条の十三 国土交通大臣は、第四十七条の十第三項の回答を迅速かつ適確に実施するため、次に掲げる情報を記録し、及び保存するデータベース(これらの情報の集合物であつて、特定の登録車両に係る通行可能経路の内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法を電子計算機を用いて容易に検索ができるように体系的に構成したもの)をいう。次項及び第四十八条の五十第一項第五号において同じ。)を整備することができる。 一 登録事項 二 判定基準等 三 第四十七条の十第三項の回答の実績その他国土交通省令で定める事項に関する情報 2 国土交通大臣は、前項のデータベースを整備した場合にあつては、当該データベースに記録された情報(判定基準その他国土交通省令で定めるものに限る。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 第四十八条の十七第一項中「貨物を積載する車両(以下「及び」という。)」を削る。 第三章第十三節中第四十八条の五十一を第四十八条の六十五とする。 第四十八条の五十一中「第四十八条の四十七各号」を「第四十八条の六十一各号」に改め、同条
---	--	---	---

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

を第四十八条の六十四とし、第四十八条の四十九を第四十八条の六十三とし、第四十八条の四十六から第四十八条の四十八までを十四条ずつ繰り下げる。

第三章中第十三節を第十四節とし、第十二節の次に次の一節を加える。

第十三節 指定登録確認機関
(指定)

第四十八条の四十六 国土交通大臣は、道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第四十八条の四十九に規定する業務(以下「道路交通管理業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定登録確認機関として指定することができる。

一 職員、道路交通管理業務の実施の方法その他の事項についての道路交通管理業務の実施に関する計画が、道路交通管理業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の道路交通管理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 道路交通管理業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて道路交通管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、道路交通管理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

2 前項の規定による指定は、道路交通管理業務の範囲を定めて行うものとする。

(欠格条項)

第四十八条の四十七 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録確認機関の指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第四十八条の五十七第一項又は第二項の規定により指定登録確認機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第四十八条の四十八 国土交通大臣は、第四十八条の四十六第一項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)をしたときは、指定登録確認機関の名称及び住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲、道路交通管理業務を行う事務所の所在地並びに道路交通管理業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録確認機関は、その名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

あつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定登録確認機関の業務)

第四十八条の四十九 指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条第一項に規定する事務(以下「登録等事務」という。)を行うこと。

二 道路管理者の委託を受けて、第四十七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(指定登録確認機関による登録等事務の実施)
第四十八条の五十 国土交通大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

一 登録の実施に関する事務(第四十七条の九の規定による登録の取消しに関する事務を除く。)

二 第四十七条の十第三項の回答の実施に関する事務

三 第四十七条の十一第二項及び第三項の規定による判定基準等の提供の受理並びに同条第四項の規定による情報の提供に関する事務

四 第四十七条の十二第二項の規定による報告の受理及び同条第三項の規定による通知に関する事務

五 第四十七条の十三第一項の規定による同項各号に掲げる事項のデータベースへの記録及び同条第二項の規定による公表に関する事務

2 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定登録確認機関が行う前項第一号及び第二号の

事務を行わないものとし、この場合における当該登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合における第四十七条の四から第四十七条の八まで及び第四十七条の十の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「指定登録確認機関」とする。

(秘密保持義務等)

第四十八条の五十一 指定登録確認機関の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、登録等事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定登録確認機関の役員及び職員で登録等事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第四十八条の五十二 指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する規程(以下「登録等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が登録等事務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第四十八条の五十三 指定登録確認機関は、国

土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十八条の五十四 国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し、道路交通管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第四十八条の五十五 国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し道路交通管理業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録確認機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録等事務の休廃止)

第四十八条の五十六 指定登録確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録等事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止し

てはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十八条の五十七 国土交通大臣は、指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の五十第三項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 第四十八条の五十一第一項、第四十八条の五十三又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第四十八条の五十二第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで業務を行ったとき。

四 第四十八条の五十二第三項又は第四十八条の五十四の規定による命令に違反したとき。

五 第四十八条の四十六第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

は、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による登録等事務の実施)

第四十八条の五十八 国土交通大臣は、第四十八条の五十六第一項の規定により指定登録確認機関が登録等事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録確認機関に対し登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録確認機関が天災その他の事由により登録等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八条の五十第二項の規定にかかわらず、登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録等事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる登録等事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により登録等事務を行うこととし、第四十八条の五十六第一項の規定により登録等事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つてゐる登録等事務を行わないこととする場合における登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第四十八条の五十九 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合には、次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定登録確認機関に納付しなければならない。

一 登録を受けようとする者
二 第四十七条の十第一項の規定による求め

をしようとする者

2 前項の規定により指定登録確認機関に納付された手数料は、当該指定登録確認機関の収入とする。

第六十四条第二項中「第四十七条の三第七項の下に」、第四十七条の四第五項及び第四十七条の十第五項を加える。

第七十一条第四項中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同条第五項中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第九十一条第二項中「第四十七条の十二」を「第四十七条の二十二」に改める。

第二百二条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

五 第四十八条の五十七第二項の規定による登録等事務の停止の命令に違反した者

「第三十三条第六号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

「第四十四条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同条第三号中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第四十七条の十第七項の規定に違反して書面を備え付けなかつた者

四 第四十七条の十二第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

五 第四十七条の十二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二八

第一百五条中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第一百六条中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第四十八条の五十三第二項の規定に違反した者

五 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止した者

第一百七条中「前条まで」の下に「(第二百二条第四号を除く。)」を加える。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中若しくは第六項を「第六項若しくは第七項」に改める。

第五条第一項第一号及び第三号中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十七号」に改める。

第八条第一項第三十九号ただし書中「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設を

加え、同号を同項第四十一号とし、同項第三十八号を第四十号とし、第三十五号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十四号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十一」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 道路法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第八条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

第八条第二項中「第二十八号、第三十四号又は第三十七号」を「第二十九号、第三十六号又は第三十九号」に、「又は第三十四号」を「又は第三十六号」に、「前項第二十八号」を「前項第二十九号」に改め、同条第三項中「第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号」を「第二十九号、第三十三号若しくは第三十六号」に、「第一項第二十八号」を「第一項第二十九号」に、「第一項第三十七号」を「第一項第三十九号」に改め、同項ただし書中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同条第四項中「第二十八号まで、第三十号から第三十二号まで又は第三十四号から第三十八号まで」を「第二十五号まで、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」に、「第九号から第三十八号まで」を「第九号から第四十号まで」に改め、同条第五項中「第二十七号、第三十二

号、第三十三号及び第三十八号」を「第二十八号、第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」に改め、同条第六項中「第三十二号又は第三十三号」を「第三十三号又は第三十四号」に改め、同条第九項中「第三十五号」を「第三十七号」に改める。

第九条第一項第十四号ただし書中「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設」を加える。

第十四条中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。

第十七条第一項中第三十六号を第三十八号とし、第三十一号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十一」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 道路法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第十七条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

第十七条第二項中「第二十四号、第二十八号、第三十号又は第三十三号」を「第二十五号、第二十九号、第三十二号又は第三十五号」に、「前項第二十四号」を「前項第二十五号」に改め、同項ただし書中「第三十号」を「第三十二号」に改める。

第二十三条第三項中「平成七十七年九月三十

日」を「令和四十七年九月三十日」に改める。

第三十条第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 道路法第四十八条の三十第一項の規定による指定をすること。

第三十一条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 道路法第四十八条の三十第一項の規定による指定をすること。

第三十六条中「第八条第一項第二十七号又は第三十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号又は第三十七条第一項第二十四号」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十六号又は第三十七条第一項第三十二号」を「第八条第一項第三十八号又は第三十七条第一項第三十四号」に改め、同条第三項中「第二十四条の二の下に」を「第四十八条の三十五」を加える。

第四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十五号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十九号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項を加え、同条第四項又は第五項を同法第四十七条の三第四項若しくは第三項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 道路法第四十七条の十第四項の規定により判定基準を定めること。

第八条第二項中「第三十六号又は第三十九号」を「第三十七号又は第四十号」に、「又は第三十六号」を「又は第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項を加え、同条第三項中「第三十三号若しくは第三十六号」を「第三十四号若しくは第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七号の十一第一項を加え、第一項第三十九号」を「第一項第四十号」に改め、同項ただし書中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第四項中「第二十九号まで、第三十一号か

第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」を「第三十号まで、第三十二号から第三十四号まで又は第三十六号から第四十一号まで」に、「第九号から第四十号まで」を「第九号から第四十一号まで」に改め、同条第五項中「第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」を「第三十四号から第三十六号まで及び第四十一号」に改め、同条第六項中「第三十三号又は第三十四号」を「第三十四号又は第三十五号」に改め、同条第九項中「第三十七号」を「第三十八号」に改める。

第九条第一項第十一号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第十二号中「第四十七条の八第一項後段」を「第四十七条の十八第一項後段」に改める。

第十七条第一項第二十一号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十五号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七号の十一第一項を加え、同条第四項又は第五項を同法第四十七条の三第四項若しくは第五項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第三十八号を第三十九号とし、第三十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十二号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改

め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 道路法第四十七条の十第四項の規定により判定基準を定めること。

第十七条第二項中「第二十九号、第三十二号又は第三十五号」を「第三十号、第三十三号又は第三十六号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七号の十一第一項を加え、同項ただし書中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三十条第一項第六号中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同項第十二号中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第十三号中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改める。

第三十一条第一項第四号中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同項第九号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同項第十号中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改める。

第五十四条第一項中「第五項」の下に「並びに同法第四十七条の十一第二項及び第三項」を加え、「とあり、同条第六項」を「とあり、同法第四十七号の三第六項」に、「並びに同条第九項」を「とあるのは、機構等」と、同条第六項を「とあり、同法第四十七号の十一第一項中「当該道路管理者」とあり、並びに同条第四項中「道路の道路管理者」とあるのは「機構

等」と、同法第四十七条の三第六項」に、「及び同条第九項」を「並びに同条第九項及び同法第四十七号の十一第四項」に改め、「又は公社管理道路」の下に「と、同法第四十七号の十第四項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者(当該道路(高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。)が公社管理高速道路である場合にあっては機構、公社管理道路である場合にあっては地方道路公社」と、同法第四十七号の十一第一項中「道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。）」とあるのは「道路(高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。)が公社管理高速道路である場合にあっては機構に、公社管理道路である場合にあっては地方道路公社」を加え、同条第二項中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七号の十一第一項」を加える。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「事業をいい、」を「事業(に改め、〔含む。〕」の下に「並びに道路の占用に関する工事(道路法第三十二条第一項第三号に掲げる自動車運行補助施設(第五条第一項において単に「自動車運行補助施設」という。)に係るものに限る。))に関する事業をいう。」を加える。

第四条第一項中「区域」の下に「又は同法第四十八号の二十第一項若しくは第三項の規定により指定された歩行者利便増進道路の区域」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇

(自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付け)

第五十条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けて自動運行補助施設を設置しようとする者に対し自動運行補助施設の設置工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路法第十七条の改正規定、同法第二十七条第三項の改正規定、同法第四十八条の十九の改正規定並びに同法第五十条第五項及び第五十一条第三項の改正規定並びに第三十二条中道路整備特別措置法第四条の改正規定及び同法第十四条の改正規定 公布の日

二 第二条及び第四条並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の道路法(以下この条において「新道路法」という。)第四十八条の四十六第一項の規定による指定及びこれに

関し必要な手続その他の行為は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新道路法第四十八条の四十六、第四十八条の四十七及び第四十八条の四十八第一項の規定の例により行うことができる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号イ中第二十四条の二第一項及び第三項の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十七条の二第三項」の下に「第四十八条の三十五第一項」を加え、同号八中「第十七条第四項」の下に「第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項」を加える。

(高速自動車国道法の一部改正)

第六条 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第六号」を、「第五号、第七号又は第八号」に、「又は第六十一条第二項」を、「第四十八条の三十五第一項又は第六十一条第二項」に改める。

(踏切道改良促進法の一部改正)

第七条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第

百九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改める。

第八条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改める。

(道路法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

正) (日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正)

第十条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第二項並びに」を「第三項、」に、「第五十九条まで」を「第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条まで」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第十一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

理 由

安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用の推進を図るため、大型車両の通行に係る手続の合理化、特定車両停留施設及び自動運行

補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便増進道路の指定制度の創設等の措置を講ずるとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、地方公共団体が管理する道路の災害復旧等の国土交通大臣による権限代行制度の拡充の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用を推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路法の一部改正

(一) 自動運行補助施設(自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行等を補助するための施設)及び特定車両停留施設(バス、タクシー、トラック等の事業の用に供する車両専用の停留施設)を道路の附属物に追加すること。

(二) 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないものとし、道路管理者は同施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収できること。

(三) 道路管理者は、自動車駐車場等運営権を設定する場合には、当該運営権を有する者に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させること。

(四) 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づ

き、当該地方公共団体に代わって地方管理道路の道路啓開、災害復旧を自ら行うことができること。

(五) 限度超過車両を通行させようとする者は、当該車両について国土交通大臣の登録を受けることができるものとし、国土交通大臣は、登録車両を通行させようとする者の求めに応じ、通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答すること。この回答の内容に従って通行させるときは、最高限度を超える車両の通行禁止に係る規定等は適用しないこと。

(六) 国土交通大臣は、一定の要件を満たす法人を指定登録確認機関として指定し、(五)の登録、回答等の業務を行わせることができること。

(七) 道路管理者は、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて区間を定め、歩行者利便増進道路として指定することができること。

(八) 歩行者利便増進道路の区域のうち、利便増進誘導区域内に設けられる歩行者利便増進施設等については、無余地性の基準にかかわらず道路の占用の許可を与えることができるとともに、公募によって占用者を選定できること。

2 道路整備特別措置法の一部改正
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、自動運行補助施設を設置した道路の場所等の公示及び1の(二)の許可等を行うものとする。

3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置

に関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が自動運行補助施設の設置工事又は歩行者利便増進道路の区域における電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を事業者に無利子で貸し付ける場合、その資金の一部を無利子で地方公共団体に貸し付けることができること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1の(四)に関する規定は公布の日から、1の(五)及び(六)に関する規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用を推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、所要の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和二年度一般会計予算において、電線敷設工事資金貸付金一億円及び自動運行補助施設設置工事資金貸付金二千五百万円のほか、道路整備に係る経費約二兆四百七十二億円、社会資本整備総合交付金約七千二百七十七億円及び防災・安全交付金約七千八百四十七億円の中に所要の経費が計上されている。

右報告する。

令和二年五月八日
国土交通委員長 土井 亨

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

道路法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 人手不足で厳しい対応が求められている物流業界の生産性向上のため、新たな特殊車両の通行制度を創設するに当たっては、事業者を利用しやすく障害にも強いシステムを構築すること。また、可能な限り速やかな施行に努めること。

五 自動運行補助施設について自動運転技術に係る国際基準との調和が図られたものとなるよう基準の整備等必要な措置を講ずるとともに、今後の自動運転技術の急速な進化に対応できるよう、自動運転車両専用の走行空間の確保を始めとした自動運転社会における道路空間の在り方について引き続き検討を進めること。

六 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地方で公共交通事業の縮小やサービス水準の低下が懸念されていることに鑑み、道の駅を活用した中山間地における移動支援サービスについては、高齢者など利用者の確実な地域の移動手段となるような必要な措置を講ずること。

七 災害に強い道路を構築するため、地方公共団体における道路の維持・修繕を担う技術者の確保及び育成への支援に努めること。また、災害に対する即応力を高めるため、地方公共団体や復旧作業を行う建設業者との連携を一層推進するとともに、国の体制の充実を図ること。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項ただし書中「その夫が障害基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、

又は老齢基礎年金の支給を受けていた」を「老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡した」に改める。

第八十七条第三項の表平成三十一年度以後の年度に属する月の月分の項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第九十条第一項第三号中「障害者」の下に「寡婦その他の同法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同条第四項中「第三号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第九十条の二第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号並びに第九十条の三第一項第二号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

附則第五条第一項第一号中「もの」の下に「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。」を加え、同項第二号中「者」の下に「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。」を加え、同条第七項に次の一号を加える。

五 この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

附則第五条第八項中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

附則第九条の三の二第一項中「当分の間、」の下に「保険料納付済期間等の月数(を、「合算した月数」の下に)をいう。第三項において同じ。」を加え、同条第三項中「基準月」を「脱退一時金の額は、基準月」に、「第八項において同じ。」が平成十七年度に属する月である場合の脱

退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数(以下この項において「対象月数」という)に依りて、それぞれ同表の下欄に定める」を「この属する年度における保険料の額に二分の一を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数乗じて得た」に改め、同項の表を削り、同条第八項を削る。

第百十一条の二中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。
第百十二条第三号中「国民年金手帳」を削る。
第百十三条の二中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。
第百三十条第二項中「附則第九条の二の下に「若しくは第九条の二の二」を加える。
附則第五条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同条第十二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第五条第十三項」を「附則第五条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第五条第十四項」を「附則第五条第十三項」に改め、同項を同条第十三項とする。

の独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。
第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「前項の申出」の下に「(第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「(第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

第十三条を次のように改める。
第十三条 削除
第二十四条ただし書中「年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を削る。
第二十八条第二項各号中「七十歳」を「七十五歳」に改める。
第三十六条の三第一項中「八月」を「十月」に、「七月」を「九月」に改める。
第三十六条の四第一項中「七月」を「九月」に改め、同条第二項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。
第七十四条第四項を削る。
第百六条第一項中「国民年金手帳」を削る。
第百九条の四第一項第四号を削り、同項第四号の二を同項第四号とし、同項第三十五号の二中「附則第五条第五項」を「附則第五条第四項」に改める。

附則第七条の四第二項を削る。
附則第九条の五の見出し中「業務等」を「業務」に改め、同条第一項中「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務」を削り、「第十二条第一項に規定する債権の」の下に「管理及び回収の業務を、当該債権の」を加え、同条第二項を次のように改める。
2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第号)第二十八条の規定による改正前

5 第一項の規定により老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、七十歳に達した日後に当該老齢基礎年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 八十歳に達した日以後にあるとき。
二 当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。
第四十六条第一項中「の申出」の下に「(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)」を加える。
第四条 厚生年金保険法の一部改正
第四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百

附則第五条第八項中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。
附則第九条の三の二第一項中「当分の間、」の下に「保険料納付済期間等の月数(を、「合算した月数」の下に)をいう。第三項において同じ。」を加え、同条第三項中「基準月」を「脱退一時金の額は、基準月」に、「第八項において同じ。」が平成十七年度に属する月である場合の脱

の独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。
第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「前項の申出」の下に「(第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「(第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

の独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。
第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「前項の申出」の下に「(第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「(第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号へ中「貨物積みおろし」を「貨物積み卸し」に改め、同号下中「と殺」を「と殺」に改め、同号に次のように加える。

レ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

第十二条第一号ただし書中「所定の」を「定め」に改め、同号口中「者」の下に「であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加え、同条第五号中「二まで」を「八まで」に改め、同号口中「を削り、八を口とし、二を八とする。

第二十七条中「事業主」の下に「第百条第一項及び第四項、第百二条第二項並びに第百三条を除き、」を加える。

第四十一条第一項ただし書中「年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を削る。

2 受給権者が毎年九月一日(以下この項において「基準日」という。)において被保険者である場合(基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。)の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までまでの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢

厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十三条第三項中「前項の規定にかかわらず」を削る。

第四十四条第一項中「第四十三條第三項」を「第四十三條第二項又は第三項」に改める。

第四十四条の三第二項各号中「五年」を「十年」に改める。

第六十一条第三項中「第四十三條第三項」を「第四十三條第二項又は第三項」に改める。

第七十八條の十第一項中「第四十三條第一項及び第二項」を「第四十三條第一項」に改める。

第七十八條の二十六第二項中「同條第三項を「同條第二項及び第三項」に改める。

第七十九條第四項を削る。

第九十二条第一項中「初日から五年を経過したとき」の下に「保険給付の返還を受ける権利は、これを行使することができる時から五年を経過したとき」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は保険給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百条第一項中「事業主」を「適用事業所若しくは適用事業所であると認められる事業所の事業主又は第十條第二項の同意をした事業主(第四項、第百二条第二項及び第百三条において「適用事業所等の事業主」という。)」に改め、同条第四項中「事業主」を「適用事業所等の事業主」に改める。

第百条の三に次の三項を加える。

3 実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

4 前項の規定による報告は、厚生労働大臣及び実施機関を所管する大臣が適当と認める場合には、実施機関を所管する大臣を経由しないで行うことができる。

5 第三項の厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項について、実施機関を所管する行政機関が保有する統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第十項に規定する行政記録情報を用いることにより把握することができる場合には、厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事項について、当該行政機関の長に報告を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該行政機関の長が報告を行った事項については、第三項の規定による報告を行うことを要しない。

第百条の十第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第三十二号の三に掲げる事務は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

第百条の十第一項第十号中「第四十三條第三項」を「第四十三條第二項及び第三項」に改め、同項第三十二号の二の次に次の一号を加える。

三十二の三 第百条の三第三項の厚生年金保険に関する事業状況の把握に係る事務

第百二条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

2 適用事業所等の事業主が、正当な理由がなく、第百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員(第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。)の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三条中「事業主」を「適用事業所等の事業主」に改める。

第百三条の二中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

附則第四条の二中「第九條及び第十條第一項の規定にかかわらず、被保険者を「第二号厚生年金被保険者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公務員等共済組合法第七十四条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第三号厚生年金被保険者としなない。

附則第四条の五第一項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

附則第七条の三第五項中「第四十三條第二項の規定にかかわらず」を削り、同条第六項中「第四十三條第三項」を「又は第三項」に、「第四十三條第三項又は」を「若しくは第三項又は」に、「第四十三條第三項の」を「第四十三條第二項若しくは第三項の」に改める。

附則第七条の五第一項各号中「とき」を「とき」に改める。

附則第七条の六第一項中「第四十三條第三項

附則第二十一条第二項中「基づく老齡厚生年金」との下に、「控除して得た額」とあるのは

「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とを加え、「同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第三号中「総報酬月額相当額」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とを削る。

附則第二十三条の二第一項中「平成三十八年度」を「令和八年度」に改める。

附則第二十九条第四項中「次の表の上欄に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に」を「被保険者であつた期間に応じ、政令で」に、「少数点」を「小数点」に改め、同項の表を削る。

附則第三十一条の見出し中「業務等」を「業務」に改め、同条第一項中「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を」を削り、「第十二条第一項に規定する債権の」の下に「管理及び回収の業務を、当該債権の」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を

図るため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第五條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「前項の申出」の下に「（第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項を」前項に改め、同条第三項中「の申出」の下に「第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定により老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができるときは、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該老齢厚生年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。

二 当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。

第七十八条の二十八中「二以上」を「第四十四条の三の規定は、二以上」に、「第四十四条の三の規定を適用する場合においては、一の期間に基づく老齢厚生年金についての同条第一項の規定による申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該申出と同時に行為なければならぬ」とを「適用する」に、「同項ただし書を「同条第一項ただし書」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により第四十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の規定による申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該申出と同時に行為なければならぬ。

3 第一項の規定により第四十四条の三第五項の規定を適用する場合においては、一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の同条第一項の申出をしないで行う当該一の期間に基づく老齢厚生年金の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に同項の申出をしないで行う当該他の期間に基づく老齢厚生年金の請求と同時に行為なければならぬ。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「平成三十七年六月」を「令和十二年六月」に、「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第七條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは」を「国民年金法第九十条第一項若しくは」に、「国民年金法を」同法に改め、同項第三号中「第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号まで」を「国民年金法第九十条第一項第二号及び第三号」に改める。

附則第二十三条第一項第一号中「者」の下に「（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）」を加え、同条第八項に次の一号を加える。

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

第八條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第五項を削り、第六項を第七項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九條 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第十二項中「五百人」を「百人」に改める。

附則第十七条の二に次の一項を加える。

2 令和六年度から令和九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者をいう。)の総数が五百人以下であるものに限る。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。とする。 附則第四十六条第十二項中「五百人」を「百人」に改める。 第十條 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 附則第十七条第十二項中「百人」を「五十人」に改める。 附則第十七条の二に次の一項を加える。 3 令和十年度及び令和十一年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者をいう。)の総数が百人以下であるものに限る。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。とする。 附則第四十六条第十二項中「百人」を「五十人」に改める。	所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者をいう。)の総数が百人以下であるものに限る。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。とする。 附則第四十六条第十二項中「百人」を「五十人」に改める。 (政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十一條 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。 附則第十四条第一項中「平成三十七年六月」を「令和十二年六月」に改め、同項第二号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。 (特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正) 第十二條 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。 目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。 第九条中「八月」を「十月」に、「七月」を「九月」に改める。 第十條第一項中「七月」を「九月」に改める。 第二章中第十六条の次に次の一条を加える。 (未支払の特別障害給付金) 第十六条の二 特定障害者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき特別障害給付金でまだその者に支払っていないかつたも	のがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父、母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支払の特別障害給付金の支払を請求することができる。 2 未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位は、政令で定める。 3 未支払の特別障害給付金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支払は、全員に対してしたものとみなす。 第三十二条の七第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 四 第十六条の二第二項の規定による請求の内容の確認に係る事務 (年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正) 第十三条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「七月」を「九月」に改める。 第十三条中「八月」を「十月」に改める。 第十五条第一項及び第二十条第一項中「七月」を「九月」に改める。 第三十五条第一項中「次項」の下に「及び次条第一項」を加える。 第三十六条第一項中「年金生活者支援給付金
の支給要件に該当する者」を「年金生活者支援給付金受給者又は年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者」に、「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。 第三十七条及び第三十九条中「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。 (児童扶養手当法の一部改正) 第十四条 児童扶養手当法昭和三十六年法律第二百三十八号の一部を次のように改正する。 第十三条の二第二項第一号中「国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、同条に次の一項を加える。 3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付(子)を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給しない。 (国家公務員共済組合法の一部改正) 第十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項第一号中「使用される者」の下に「二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第二百二十四条の三において同じ。」を加える。 第四十条第一項の表を次のように改める。	のがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父、母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支払の特別障害給付金の支払を請求することができる。 2 未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位は、政令で定める。 3 未支払の特別障害給付金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支払は、全員に対してしたものとみなす。 第三十二条の七第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 四 第十六条の二第二項の規定による請求の内容の確認に係る事務 (年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正) 第十三条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「七月」を「九月」に改める。 第十三条中「八月」を「十月」に改める。 第十五条第一項及び第二十条第一項中「七月」を「九月」に改める。 第三十五条第一項中「次項」の下に「及び次条第一項」を加える。 第三十六条第一項中「年金生活者支援給付金	の支給要件に該当する者」を「年金生活者支援給付金受給者又は年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者」に、「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。 第三十七条及び第三十九条中「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。 (児童扶養手当法の一部改正) 第十四条 児童扶養手当法昭和三十六年法律第二百三十八号の一部を次のように改正する。 第十三条の二第二項第一号中「国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、同条に次の一項を加える。 3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付(子)を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給しない。 (国家公務員共済組合法の一部改正) 第十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項第一号中「使用される者」の下に「二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第二百二十四条の三において同じ。」を加える。 第四十条第一項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二一、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

第四十条第二項を次のように改める。
 2 短期給付等事務(短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。)に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一二八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満

第一七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一八級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二九級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第三〇級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三一級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三二級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三三級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三五級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三六級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三七級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満

第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二三五、〇〇〇円未満
第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

第四十条第五項中「十七日」の下に「(財務省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。)」を加える。

第七十二条第二項に次の二号を加える。

三 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの

四 臨時に使用される職員その他の政令で定める職員

第七十二条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に新たに組合員となつたものとみなす。

第七十九条の三第二項中「第一項」を「同項」に改める。

第八十条第一項中「その者が七十歳に達する日の前日までに」を削り、同条第四項中「前三項を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日(以下この項において「十

年経過日」という。)後にある者が前項の申出をしたときは、十年経過日において、同項の申出があつたものとみなす。

第九十四条第二項中「第百十一条第三項」を「第百十一条第五項」に改める。

第九十九条第一項第一号中「同項に規定する国等」を「国」に改め、同条第三項中「国等」を「国」に改め、同条第四項中「又は独立行政法人造幣局若しくは独立行政法人国立印刷局(第百二条第三項において「国等」という。)」を削る。

第百条第二項ただし書中「にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したとき、」を「及び」に、「又は組合員保険料」を「及び組合員保険料」に改める。

第百二条第三項中「国等」を「国」に改める。

第百二条の二中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第百十一条第一項中「この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、退職等年金給付については、短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から

五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行使することができるときから」に改め、同条第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百一十一條の次に次の一項を加える。

2 退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百二十四條の三中「同条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは、「独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第六項から第八項までの規定を「同条第六項中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、同条第七項及び第八項」に改める。

第百二十五條中「その運営規則」を「あつて職員に準ずるものとして政令に改め、」とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百二十六條第一項中「その運営規則」を「あつて、職員に準ずるものとして政令」に改める。

第百二十六條の二第一項中「の組合員」の下に「のうち地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの」を加える。

附則第十三條の次に次の一條を加える。
(日本国籍を有しない者に対する一時金の支給)

第十三條の二 当分の間、組合員期間が一年以

上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者第三十九條第一項の規定による退職等年金給付の請求を行つた者を除く。であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3 前項の規定による一時金の額は、退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額とする。この場合において、第七十五條第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付」とあるのは「退職をした日における一時金」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「当該退職をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

4 第二項の規定による一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員であつた期間は退職等年金給付に関する規定の適用について組合員期間でなかつたものとみなし、当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

5 第二項の規定による一時金について第四十八條及び第四十九條の規定を適用する場合には、第四十八條中「退職年金」とあるのは「退職年金若しくは一時金」と、第四十九條中「退職年金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並びに」とする。

並びに」とする。

6 第二項の規定による一時金は、第三十九條第一項、第四十四條第一項、第三項及び第四項、第四十六條第一項、第七十五條の九、第百三條、第百六條並びに第百十五條第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

附則第二十條の二第一項中「その運営規則」を「あつて、職員に準ずるものとして政令」に改め、同条第四項の表第九十九條第四項の項を削り、同表第百一十一條第二項の項中「第百一十一條第二項を「第百一十一條第三項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附則第二十條の六第一項中「当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。」を削り、「日本郵政共済組合の運営規則」を「政令」に改める。

第十六條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第八十條第二項中「前項の申出」の下に「(第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。)」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「をした日」と「を」(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。))があつた日」と「に、」を「をした日の」を「があつた日の」に、「をした日」とするを「があつた日」とする

る」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 退職年金の受給権者が、退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該退職年金を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が退職年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるときは、この限りでない。

第八十一條第七項中「あるのは、」を「あるのは」に、「をした日の」を「(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。))があつた日の」と、「同条第二項」とあるのは「第七十九條第二項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十七條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「及び」を「その他の」に改め、「のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者」を削り、「もの」の下に「し、臨時に使用される者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第百四十二條第一項及び第百四十四條の三第一項において同じ。))その他の政令で定める者を含まないもの」とを加える。

第四十三條第一項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第一一級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三三〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

第四十三条第二項を次のように改める。

2 短期給付等事務(短期給付の額の算定並びに短期給付、介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。)に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一二八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満

第一八級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二九級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第三〇級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三一級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三二級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三三級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三五級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三六級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三七級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満

第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二三五、〇〇〇円未満
第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

第四十三条第五項中「十七日」の下に「（総務省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十四条の見出し中「種類」を「種類等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員には適用しない。

一 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの

二 臨時に使用される職員その他の政令で定める職員

3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4 第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に新たに組合員となつたものとみなす。

第九十四条第一項中「その者が七十歳に達する日の前日までに」を削り、同条第四項中「前三項を」前各項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（以下この項において「十

年経過日」という。）後にある者が前項の申出をしたときは、十年経過日において、同項の申出があつたものとみなす。

第八十四条第二項中「第四百四十四条の二十三第三項」を「第四百四十四条の二十三第五項」に改める。

第一百十三条第一項中「介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）を「介護納付金」に、「うち同法を」うち介護保険法に改める。

第一百十四条第二項ただし書中「にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員の資格を取得したとき、」を「及び」に、「又は組合員保険料を」及び組合員保険料に改める。

第一百四十一条第一項中「これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。」を「であつて、職員に準ずるものとして」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第二項中「これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。」を「であつて、職員に準ずるものとして」に改める。

第一百四十一条の二及び第一百四十一条の三中「をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職

令和二年五月十二日 衆議院會議録第二十三号

又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。」を「であつて、職員に準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第四百四十一条の四中「受ける者」の下に「であつて、職員に準ずるものとして主務省令で定めるもの」を加え、「のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。)」及び「以下この条及び」を削り、「役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者」を「役職員」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第四百四十二条第一項中「者及び」を「者その他の」に改め、「のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者」を削り、「国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のもの」を「臨時に使用される者その他の政令で定める者」に改め、「第九章の二を除き、」を削り、同条第二項中「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第四百四十四条の二十三第一項中「この法律に基づき」を「この法律に基づき」に改め、同条第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

4 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第四百四十四条の二十三第一項の次に次の一項を加える。

2 退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。附則第十九条の次に次の一条を加える。
(日本国籍を有しない者に対する一時金の支給)

第十九条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者(第四十二条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行った者を除く)であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。
3 前項の規定による一時金の額は、退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額とする。この場合において、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付」とあるのは「退職をした日における一時金」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「当該退職をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。
4 第二項の規定による一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員であつた期間は退職等年金給付に関する規定

の適用について組合員期間でなかつたものとみなし、当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

5 第二項の規定による一時金については第五十一条及び第五十二条の規定を適用する場合には、第五十一条中「退職年金」とあるのは「退職年金若しくは一時金」と、第五十二条中「退職年金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並びに」とする。

6 第二項の規定による一時金は、第四十二条第一項、第四十七条第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項、第八十五条、第二百七条、第二百二十条並びに第四百四十四条の二十六第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

附則第四十条の三の二中「並びに介護保険法を」並びに「介護納付金」に、「国民健康保険法を」に、「国民健康保険法」に、「並びに介護保険法」と、「並びに介護納付金」とあるのは「」を「」並びに「介護納付金」と、「後期高齢者支援金等並びに介護納付金」とあるのは「後期高齢者支援金等、」に改める。

第十八条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項中「前項の申出」の下に「第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「をした日」と、「(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。)」があつた日」と、「をした日」と、「をした日」を「があつた日」と、「をした日」とを「があつた日」とする。

つた日」と、「をした日」を「があつた日」の「に、」をした日」とするを「があつた日」とするに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 退職年金の受給権者が、退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後に当該退職年金を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後にあるときは、この限りでない。

第九十五条第七項中「あるのは、」を「あるのは「に、」をした日」を「(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。があつた日」と、「同条第二項」とあるのは「第九十条第二項」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)
第十九条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を次のように改める。
2 短期給付等事務(短期給付(第二十條第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。))の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。))に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

9

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第十級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第十一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第十二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第十三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第十四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第十五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第十六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第十七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第十八級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第十九級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第二十級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第二十一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満

第二十六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二十七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二十八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二十九級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第三十級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第三十一級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第三十二級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三十三級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三十四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十五級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十六級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三十七級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三十八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三十九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第四十級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第四十一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第四十二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四十三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一五五、〇〇〇円未満
第四十六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円未満
第四十七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上 一、二三五、〇〇〇円未満
第四十八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上 一、二九五、〇〇〇円未満
第四十九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上 一、三五五、〇〇〇円未満
第五十級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上

第二十五条の表以外の部分中「及び第三項を」、「第二項及び第五項」に、「附則第十四条」を「から第十四条まで」に改め、同条の表に次のように加える。

附則第十三条 の二第五項	第四十九条の 第四十九条中	私立学校教職員共済法第五条の 同法第五条中
附則第十三条 の二第六項	第七十五条の九、第百三条、第 百六条並びに第百十五條第一項	並びに第七十五条の九並びに私立学校教 職員共済法第二十四条第三項及び第三十 六条並びに同法第三十八條において準用 する第百三条第三項及び第百六条

第三十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第二十条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条の五」を「第八十二条の六」に、「第九十一条の二十八」を「第九十一条の二十九」に、「第九十一条の二十九」第九十一条の三十二を「第九十一条の三十一」第九十一条の三十二に改める。

第四条第一号中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。

第三十六条第二項第一号中「六十五歳」を「七十歳」に改める。

第五十六条第三項中「第八十二条の四第一項及び第八十二条の五第一項」を「第八十二条の五第一項及び第八十二条の六第一項」に改める。

第八十二条の三第一項中「第九十一条の二十七第一項において同じ。」又は「は」を「第九十一条の二十八第一項において同じ。」又は「は」に、「第九十一条の二十七第一項において同じ。」の「を」次条第一項及び第九十一条の二十八第一項において同じ。」の「に」改め、「この条、第九十一条の十八

第三項及び第九十一条の二十七において」を削り、同条第四項中「第九十一条の二十七第四項」を「第九十一条の二十八第四項」に改める。

第九章中第八十二条の五を第八十二条の六とし、第八十二条の四を第八十二条の五とし、第八十二条の三の次に次の一項を加える。

(確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換)

第八十二条の四 終了制度加入者等(第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいい、遺族給付金の受給権を有していた者を除く。以下この条において同じ。)は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、終了した確定給付企業年金の清算人に同項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたもの

とみなす。

4 国民年金基金連合会は、第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、その旨を当該終了制度加入者等に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の二第二項中「第九十一条の二十六及び第九十一条の二十七」を「第九十一条の二十七及び第九十一条の二十八」に改める。

第九十一条の十八第一項第一号中「次項第一号」の下に「及び第三号」を加え、「第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項」を「第九十一条の二十三第一項及び第二項、第九十一条の二十七第四項並びに第九十一条の二十八第三項」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、第九十一条の二十三第一項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であつた者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

第九十一条の十八第三項中「第九十一条の二十六第一項又は第九十一条の二十七第一項」を「第九十一条の二十七第一項又は第九十一条の二十八第一項」に改める。

第九十一条の三十一第一項中「第九十一条の二十九第一項第一号」を「第九十一条の三十一第一項第一号」に改め、同条第二項中「第九十一条の二十九第一項第二号」を「第九十一条の三十一第一項第二号」に改め、第十一章第四節中同条を第九十一条の三十二とする。

第九十一条の三十中「及び終了制度加入者等」を「終了制度加入者等及び企業型年金加入者であつた者」に改め、同条ただし書中「第九十一条の二十六第二項若しくは第九十一条の二十七第二項」を「第九十一条の二十七第二項若しくは第九十一条の二十八第二項」に改め、同条を第九十一条の三十一とし、第九十一条の二十九を第九十一条の三十とする。

第十一章第三節中第九十一条の二十八を第九十一条の二十九とし、第九十一条の二十七を第九十一条の二十八とする。

第九十一条の二十六第一項中「又は第九十一条の二十第三項」を「第九十一条の二十第三項又は第九十一条の二十三第一項」に改め、同条を第九十一条の二十七とする。

第九十一条の二十五中「に係る措置及び終了制度加入者等」を「終了制度加入者等及び企業型年金加入者であつた者」に改め、同条を第九十一条の二十六とする。

第九十一条の二十四中「及び第九十一条の二十一第三項」を「第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に改め、同条を第九十一条の二十五とし、第九十一条の二十三を第九十一条の二十四とし、第九十一条の二十二の次に次の一項を加える。

(企業型年金加入者であつた者に係る措置)
第九十一条の二十三 連合会が第九十一条の十八第二項第三号に掲げる業務を行っている場合にあつては、連合会は、確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第一項に規定する企業型年金加入者であつた者(以下「企業型年金加入者で

あつた者」という。又はその遺族に対し、老
齡給付金又は遺族給付金の支給を行うものと
する。

2 連合会は、前項の規定により老齡給付金又
は遺族給付金の支給を行うこととなつたとき
は、その旨を当該企業型年金加入者であつた
者又はその遺族に通知しなければならない。

3 第九十一条の十九第六項の規定は、前項の
規定による通知について準用する。

第百八十八条第一項中「第九十一条の三十一第
三項を「第九十一条の三十二第三項」に改め、
「忌避した」の下に「場合には、当該違反行為を
した」を加える。

第百九十九条第一号中「第九十一条の三十一第
三項を「第九十一条の三十二第三項」に改め
る。

第百二十二条第二号中「又は第九十一条の二
十第五項を「第九十一条の二十第五項」に改
め、〔含む。〕の下に「又は第九十一条の二十三
第二項を加え、同条第三号中「及び第九十一条
の二十二第八項を「第九十一条の二十二第八
項及び第九十一条の二十三第三項」に改める。
(確定拠出年金法の一部改正)

第二十一条 確定拠出年金法(平成十三年法律第
八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項第二号中「百人」を「三百人」に改
める。

第六条第一項中「定める変更」を「定める軽微
な変更」に改め、同項に次のただし書を加え
る。

ただし、第三条第三項第五号に掲げる事項
その他厚生労働省令で定める事項の変更に
ついては、この限りでない。

第三十四条(見出しを含む。)中「七十歳を「七

十五歳に改める。

第三十七条第一項中「七十歳を「七十五歳に
改め、同条第二項中「七十歳を「七十五歳」に、
「すべて」を「全て」に改める。

第四十八条の三中「前条」の下に「(第七十三
条において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五条第二項第四号の二中「百人」を「三
百人」に改める。

第七十三条中「の規定は連合会」を「及び第四
十八条の二(資料提供等業務に係る部分に限
る。以下この条において同じ。)」の規定は連合
会」に改め、「第二十二條」の下に「及び第四十八
条の二を加え、」の規定に「必要な技術的読
替え」を「及び第四十八条の二の規定に「必要
な技術的読替え」に改める。

第八十九条第一項第三号中「及び住所」を削
る。

附則第三条第一項第三号中「一年以上三年以
下」を「政令で定める期間内」に改める。

第二十二條 確定拠出年金法の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」
に改める。

第二条第六項中「厚生年金保険の被保険者」
とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者を
いい」を削る。

第三条第一項中「企業型年金に係る規約にお
いて第三項第六号の二に掲げる事項を定める場
合にあつては、六十歳に達した日の前日におい
て当該厚生年金適用事業所に使用される第一号
等厚生年金被保険者であつた者で六十歳に達し
た日以後引き続き第一号厚生年金被保険者又は
第四号厚生年金被保険者であるもの(当該規約
において定める六十歳以上六十五歳以下の一定

の年齢に達していない者に限る。)」のうち政令で
定める者を含む。以下この項を「第九条第二項
第二号に該当する者を除く。以下この項及び第
五項、次条第三項(第五条第四項、第六条第二
項及び第四十六條第三項において準用する場合
を含む。)」及び第四項、第五條第二項(第六條第
二項において準用する場合を含む。並びに第四
十六條第一項)に改め、同条第三項第一号中「第
五十四條の五」を「第五十四條の六」に改め、同
項第六号中「次号に掲げる事項を定める場合に
あつては、第九条第一項ただし書の規定により
企業型年金加入者となる者を含む。同項を除
き、以下同じ。)」を削り、同項第六号の二を削
る。

第四条第一項第二号の二を削る。

第九条第一項ただし書を削り、同条第二項を
次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項
の規定にかかわらず、企業型年金加入者とし
ない。

一 実施事業所に使用される第一号等厚生年
金被保険者が企業型年金加入者となること
について企業型年金規約で一定の資格を定
めた場合における当該資格を有しない者

二 企業型年金の老齡給付金の受給権を有す
る者又はその受給権を有する者であつた者
第十一條中「とき、」の下に「第五号に該当する
に至つたとき(厚生労働省令で定める場合に限
る。)」を加え、同条第六号を次のように改め
る。

六 企業型年金の老齡給付金の受給権を有す
る者となつたとき。

第十五條第一項第一号中「企業型年金規約に
おいて六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に

達したときに企業型年金加入者の資格を喪失す
ることが定められている企業型年金の」を削
り、「第十一條第二号を「第十一條各号(第一号
及び第三号を除く。)」に改め、同項第二号を削
り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十三條第一項中「あつた者」の下に「当該
企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、
当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他
の企業型年金の企業型年金加入者を除く。以下
この項において同じ。)」を加え、「(当該企業型
年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企
業型年金の障害給付金の受給権者を除く。)」を
削り、同項各号列記以外の部分に次のただし書
を加える。

ただし、企業型年金加入者であつた者で
あつて六十歳以上七十五歳未満のものは、通
算加入者等期間を有しない場合であつても、
企業型年金加入者となつた日その他の厚生労
働省令で定める日から起算して五年を経過し
た日から企業型記録関連運用管理機関等に老
齡給付金の支給を請求することができる。

第三十四條中「企業型年金加入者」の下に「又
は企業型年金加入者」を加える。

第五十四條の六中「資産管理運用機関等」の下
に「企業年金連合会」を加え、第二章第八節中
同条を第五十四條の七とし、第五十四條の五を
第五十四條の六とし、第五十四條の四の次に次
の一条を加える。

(企業型年金加入者であつた者の個人別管理
資産の移換)

第五十四條の五 企業型年金の企業型年金加入
者であつた者(当該企業型年金に個人別管理
資産がある者に限り、第十五條第一項第一号
に規定する企業型年金運用指図者を除く。)

は、企業年金連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があつたときは、企業年金連合会に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

第六十二条第一項第二号中「六十歳未満の厚生年金保険の被保険者」を「国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者」に、「第三項第七号」を「(第四項第六号)に改め、同項に次の一号を加える。

四 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者(同項第一号に掲げる者を除く。)

第六十二条第四項中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

七 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者となつたとき。

八 第二項第二号に掲げる者となつたとき。
第六十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、個人型年金加入者となつたとき。

一 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であつた者
二 国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者

第六十四条第一項中「第六十二条第三項各号」を「第六十二条第四項各号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第五項中「第六十二条第四項」を「第六十二条第五項」に改める。

第六十八条の二第一項中「使用する第一号厚生年金被保険者」の下に「(第六十二条第二項各号に該当する者を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第六十九条中「又は第三号加入者」を、「第三号加入者」に、「(の区別)」を「又は第四号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第四号に掲げるものをいう。の区別)」に、「及び国民年金基金の掛金の額を、国民年金基金の掛金の額、企業型年金加入者又は確定給付企業年金の加入者の資格の有無等」に改める。

第七十四条の二の見出しを「脱退一時金相当額等又は残余財産の移換」に改め、同条第一項中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産(確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加え、「期間のうち」を「期間(当該個人型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)」として「に改める。

第七十四条の三(見出しを含む。中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。
第七十四条の五中「及び」の下に「残余財産並

びに」を加える。

第八十三条第一項各号及び第八十四条第一項中「第五十四条の四」の下に、「第五十四条の五」を加える。

第百十一条中「厚生労働大臣」の下に「又は厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関(厚生労働大臣を除く。)」を、「係る」の下に「厚生年金保険又は」を加える。

附則第二条の二第一項中「であつた者」の下に「又は第一号及び第三号並びに次条第一項各号(第七号を除く。のいずれにも該当する企業型年金加入者であつた者」を加える。

附則第三条第一項第一号中「保険料免除者」を「六十歳未満に改め、同項中第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 企業型年金加入者でないこと。

三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。

四 国民年金法附則第五条第一項第三号に掲げる者に該当しないこと。

第二十三条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第三条第三項第七号の三及び第四条第五項を削る。

第五条第三項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「とあるのは、第一号等厚生年金被保険者を」とあるのは、「第一号等厚生年金被保険者に改め、「同条第五項中「について」とあるのは「について当該事項に係る」とを削る。

第二十七条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企業型記録関連連运营管理機関等は、企業型

年金加入者等に係る掛金の拠出の状況その他の厚生労働省令で定める事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより、当該企業型年金加入者等が閲覧することができる状態に置かなければならない。

第四十六条第三項中「第三項及び第五項」を「及び第三項」に改める。

第六十二条第一項第二号中「企業型年金加入者(企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。その他政令で定める者(第四項第六号において「企業型年金等対象者」を「企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者(第四項第六号において「企業型年金等対象者」を「企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日と」を加え、同項第六号中「企業型年金等対象者」を「企業型年金加入者等」に改める。

第六十九条中「有無」の下に「事業主掛金の額」を加える。
(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百三十一条第一項第二号	第四十三條第三項	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律令和二年法律第百三十一号「令和二年改正法」という。第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第二項又は第三項
改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項	第四十三條第三項	令和二年改正法第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第二項又は第三項

附則第五條第三項の表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同表確定拠出年金法第五十五條第二項第四号の二の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第六十九條	有無	有無、存続厚生年金基金の加入員の資格の有無
--------------	----	-----------------------

附則第五條第三項の表改正後確定拠出年金法第七十四條の二第二項の項中「改正後確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改める。

附則第三十八條第二項の表第五十三條第一項第八号の項中「及び同法を」、「同法」に改め、「了制度加入者等」の下に「及び同法第九十一條の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者」を加え、同條第三項の表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同表改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項中「改正後確定拠出年金法第四十八條の二」を「確定拠出年金法第四十八條の二（同法第七十三條において準用する場合を含む。）」に改め、同表に次のように加える。

確定拠出年金法第五十四條の五及び第五十四條の七	企業年金連合会	存続連合会
-------------------------	---------	-------

附則第四十條第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三十八條第三項の規定により読み替へて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、附則第四十九條の二第二項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であつた者又はその遺族について存続連合会老齡給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

附則第四十條第八項中「確定拠出年金法第四十八條の二」の下に「（同法第七十三條において準用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「同法第四十八條の二」に改める。

附則第四十一條第二号中「第六号」を「第七号」に改める。

附則第四十九條の次に次の一條を加える。

（企業型年金加入者であつた者に係る措置）

第四十九條の二 存続連合会が附則第四十條第二項第六号に掲げる業務を行っている場合にあっては、存続連合会は、附則第三十八條第三項の規定により読み替へて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け

たときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同條第一項に規定する企業型年金加入者であつた者（以下「企業型年金加入者であつた者」という。）又はその遺族に対し、存続連合会老齡給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

2 存続連合会は、前項の規定により存続連合会老齡給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該企業型年金加入者であつた者又はその遺族に通知しなければならない。

3 附則第四十六條第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

附則第五十一條中「及び第四十八條第三項」を「第四十八條第三項及び第四十九條の二第一項」に改める。

附則第五十二條中「に係る措置及び解散基金加入員等に係る措置並びに確定給付企業年金中途退脱者に係る措置及び改正後確定給付企業年金法を」、「解散基金加入員等、確定給付企業年金中途退脱者、改正後確定給付企業年金法」に、「に係る措置に」を「及び企業型年金加入者であつた者に係る措置に」に改める。

附則第五十七條第一項及び第四項、第五十八條第一項ただし書及び第四項並びに第五十九條第一項ただし書及び第三項中「若しくは第四十七條第三項」を、「第四十七條第三項若しくは第四十九條の二第二項」に改める。

附則第七十一條第二項中「及び改正後確定給付企業年金法を」、「改正後確定給付企業年金法」に改め、「了制度加入者等」の下に「及び企業型年金加入者であつた者」を加える。

附則第八十二條中「改正後厚生年金保険法の二」を「厚生年金保険法の二」に、「みなして、改正後厚生年金保険法を」を「みなして、同法に」、「第九十二條第一項、第二項及び第四項」を「第九十二條第一項、第二項及び第四項」に改める。

附則第九十三條第二号中「第四十九條第七項

において準用する場合を含む。）」の下に、「附則第四十九條の二第二項」を加え、「又は附則第六十一條第三項」を、「附則第六十一條第三項」に改め、「第六十一條第七項」の下に、「附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第五項又は附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第五項（附則第六十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第四項及び附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第三号中「及び第四十九條第八項」を、「第四十九條第八項及び第四十九條の二第三項」に、「又は附則第六十一條第三項」を「附則第六十一條第三項」に改め、「第六十一條第八項において準用する改正前厚生年金保険法第六十條第七項」の下に「又は附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第六項（附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第五項及び附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第八項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十五條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十一條第二項の項を次のように改める。

附則第五條第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十一條第二項の項を次のように改める。

官 報 (号 外)

改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項		申出をした者に	申出(令和二年改正法第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この項において同じ。)をした者に
第四十三條第三項		申出の月	申出のあつた月
令和二年改正法第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第二項又は第三項			

改正前厚生年金保険法第百三十二條第四項及び第百三十三條	申出	申出(令和二年改正法第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三第五項の規定により同條第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)
改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項	申出	申出(令和二年改正法第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三第五項の規定により同條第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第二十六條 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第十三條第二号ただし書中「又は第三号」を削り、同條第五号中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第二十條第二項を削る。

第二十二條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十八條中「農業者老齡年金は、」を削り、「者が六十五歳に達したときに、その者に支給する」を「六十五歳以上の者は、基金に農業者老齡年金の支給の請求をすることができる」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に農業者老齡年金を支給する。

第二十八條の次に次の一條を加える。

(七十五歳到達時の支給)

第二十八條の二 保険料納付済期間を有する者が前條の規定により農業者老齡年金の支給の請求をすることなく七十五歳に達したときは、基金は、その者に農業者老齡年金を支給する。

第三十一條第一項中「特例付加年金は、」を削り、「が次の各号のいずれかに該当するとき

に、その者に支給する」を「であつて次の各号のいずれにも該当するものは、基金に特例付加年金の支給の請求をすることができる」に改め、同項第一号中「者であつて農業者を営む者でなく」なつたもの(所有権に基づいてその農業に供していた農地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地(同法第四十三條第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)をいう。以下同じ。))の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。が、六十五歳に達したときを「こと」に改め、同項第二号を次のように改める。	
二 農業を営む者でないもの(所有権に基づいてその農業に供していた農地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地(同法第四十三條第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)をいう。以下同じ。))の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。をいう。	三 六十五歳以上であること。
第三十一條第二項中「又は第二号」を削り、同條に次の一項を加える。	
3 第一項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に特例付加年金を支給する。	
第三十六條第二項中「第二十二條第三項」を「第二十二條第二項」に、「同條第四項」を「同條第三項」に改める。	

第四十五條第一項中「農業者年金の被保険者」の下に「(六十歳未満の者に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

附則第二條第一項中「者であつて、」を削り、「であるもの」を「の者(農業者年金の被保険者でない者に限る。)」に改め、「当分の間」の下に「第二十八條第一項の規定にかかわらず」を加え、同條第二項中「第二十八條の規定にかかわらず」を削り、同條の次に次の一條を加える。

(農業者老齡年金の特例)

第二條の二 第十一條の規定は、当分の間、前條第二項の規定による農業者老齡年金の受給権者については、適用しない。

附則第三條第一項中「者であつて次の各号のいずれにも該当するもののうち、」を削り、「である者」を「の者であつて次の各号のいずれにも該当するもの(農業者年金の被保険者でない者に限る。)」に改め、「当分の間」の下に「第三十一條第一項の規定にかかわらず」を加え、同項ただし書中「第三十一條第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同條第二項中「前條第一項」を「附則第二條第一項」に改め、同條第三項中「第三十一條第一項の規定にかかわらず」を削り、同條第四項中「前項」とあるのは「前項」とあるのは「」に改め、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同項第一号」とを削る。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二十七條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二條の五第二項ただし書を削る。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第二十八条 独立行政法人福祉医療機構法平成十四年法律第百六十六号の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条」に、「第三十一条―第三十三条」を「第三十条―第三十二条」に改める。

第三条第二項を削る。

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十二条第一項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同条第五項中「第三十三号第三号」を「第三十二号第三号」に改める。

第十四条第一項中、「第六号、第十二号及び第十三号」を「及び第六号」に改める。

第十五条第四号及び第五号を削る。

第十六条第二項中、「同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定」を削る。

第十七条第一項及び第二十号中、「第六号及び第十二号」を「及び第六号」に改める。

第二十四条第一項中「若しくは医療」を「又は医療」に改め、「又は厚生年金等受給権者若しくは労災年金受給権者の生活の安定に資するため」を削り、「第六号、第十二号及び第十三号」を「及び第六号」に改める。

第二十五条第一項中「第三十二号」を「第三十一条」に改める。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。

第五章中第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とし、第三十三号を第三十二条とする。

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

附則第五条の二第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、第十二条第一項及び前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める業務を行う。

一 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下「令和二年改正法」という。）第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの期間 当該債権の管理及び回収の業務

二 令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十三号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの期間 当該債権の管理及び回収の業務

附則第五条の二第四項を次のように改める。

4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額により資本金を増加するものとする。

附則第五条の二第五項中「及び第二項に規定する」を「に規定する業務及びこれに附帯する」に、「並びに第三項に規定する業務（以下この条において「承継教育資金貸付けあつせん業務」を「第二項第一号に定める業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「年金担保債権管理回収業務」という。）並びに同項第二号に定め

る業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「労災年金担保債権管理回収業務」に、「及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」を「「年金担保債権管理回収勘定」及び「労災年金担保債権管理回収勘定」に改め、同条第十八項中「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を「「年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務」に、「第三十三号第二号」を「第三十二号第二号」に、「第十二条第一項第十二号に掲げる」を「第十二条第一項に規定する」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

22 第二項第一号及び第三項の規定により機構が年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一条第六項第一号中「第十六条第二項」とあるのは、「第十六条第二項及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

23 第二項第二号及び第三項の規定により機構が労災年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十条第一項第一号中「第十四条第三項及び」

とあるのは「第十四条第三項」と、「の規定」とあるのは「及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

替えて適用する同法第十六条第二項の規定」とする。

24 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第一項に規定する業務及び第二項各号に定める業務を行う場合について準用する。

附則第五条の二第六項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に、「納付金は」を「納付金は」に改め、「し、同条第六項第一号中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法第百十四条第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とを削り、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を「「年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務」に改め、同項の表第五条第二項の項を削り、同表第十四条第一項の項中「規定する業務」の下に「及び同条第二項各号に定める業務」を加え、同項の次に次のように加える。

22 第二項第一号及び第三項の規定により機構が年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一条第六項第一号中「第十六条第二項」とあるのは、「第十六条第二項及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

23 第二項第二号及び第三項の規定により機構が労災年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十条第一項第一号中「第十四条第三項及び」

とあるのは「第十四条第三項」と、「の規定」とあるのは「及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第十四条第二項		金融機関	金融機関その他政令で定める法人
前項	前項	前項(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	
附則第五条の二第十三項の表第十四条第三項の項を次のように改める。			
第十四条第三項		第一項	第一項(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
		金融機関	金融機関その他政令で定める法人
附則第五条の二第十三項の表第十六条第一項の項中「第十二条第一項」を「業務」に、「附則第五条の二第三項」を「附則第五条の二第二項各号に定める業務」に改め、同表第十六条第二項の項を次のように改める。			
第十六条第二項		勘定	勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定
		前項	前項(同条第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)
		同項	前項
附則第五条の二第十三項の表第十六条第二項の項の次に次のように加える。			
第十六条第四項	前三項	前三項(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する第一項及び第二項の規定を適用する場合を含む。)	
第十七条第一項	業務	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務	
第十七条第二項及び第三項	前項	前項(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	
第十七条第六項	前各項	前各項(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する第一項から第三項までの規定を適用する場合を含む。)	
第二十条	業務	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務	

第二十一条第一項	前二条	前二条(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する前条の規定を適用する場合を含む。)
第二十二條第二項	前項	前項(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十四条第一項		
金融機関		
同条第二項及び第三項		
附則第五条の二第十三項の表第二十四条第一項の項を次のように改める。		
第二十四条第一項	又は医療	若しくは医療
図るため、又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく年金たる給付(厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。)の受給権者若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく年金たる給付の受給権者の生活の安定に資するため		
掲げる業務		
附則第五条の二第十三項の表第二十四条第一項の項の次に次のように加える。		
第二十四条第二項	前項	前項(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第五条の二第十三項の表第二十五条第一項及び第二十七條第一号の項、第二十九條の項及び第三十二條の項を次のように改める。		
第二十五条第一項	第十四条第一項	第十四条第一項(附則第五条の二第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

を「第三十二条第二号」に改める。

附則第五条の五第一項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改め、同条第三項中「第三十三条第二号」を「第三十二条第二号」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第二十九条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「所定の」を「定めた」に改め、同号ロ中「者」の下に「であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加え、同項第九号中「二まで」を「八まで」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同条第三項第一号ト中「とさつ」を「と殺」に改め、同号に次のように加える。

レ 弁護士、公認会計士その他政令で定めらる者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

第三条第八項第一号中「所定の」を「定めた」に改め、同号ロ中「者」の下に「であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加える。

附則第五条の四及び第五条の六中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五条の七中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法

令和二年五月十二日 衆議院會議録第二十三号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五二

附則第二十三条の二第二項の改正規定、第六 条の規定、第十一條の規定(第五号に掲げる 改正規定を除く。)、第十二條の規定(第六号 に掲げる改正規定を除く。)、第十三條の規定 (同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十 条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一 号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法 第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條 第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的 年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則 第三十八條第三項の表改正後確定拠出年金法 第四十八條の二の項及び第四十條第八項の改 正規定、第二十九条中健康保険法附則第五 條の四、第五條の六及び第五條の七の改正規 定、次条第二項及び附則第十二條の規定、附 則第四十二條中国民年金法等の一部を改正す る法律(昭和六十年法律第三十四号。次号及 び附則第四十二條から第四十五條までにおい て「昭和六十年国民年金等改正法」という。附 則第二十條及び第六十四條の改正規定、附則 第五十五條中被用者年金制度の一元化等を図 るための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平 成二十四年一元化法」という。附則第二十三 條第三項、第三十六條第六項、第六十條第六 項及び第八十五條の改正規定、附則第五十六 條の規定、附則第九十五條中行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第 九十七條の規定 公布の日 二 第四條中厚生年金保険法第二十七條、第百 條、第二百二條及び第二百三條並びに附則第四 條の五第一項の改正規定並びに附則第四十二 條中昭和六十年国民年金等改正法附則第四十六	条の改正規定 公布の日から起算して二十日 を経過した日 三 第二十一条中確定拠出年金法第三條第五項 第二号、第六條第一項及び第五十五條第二項 第四号の二の改正規定 公布の日から起算し て六月を超えない範囲内において政令で定め る日 四 第十四條及び附則第十三條の規定 令和三 年三月一日 五 第一條の規定第一号に掲げる改正規定を 除く。)、第四條中厚生年金保険法附則第二十 九條第四項の改正規定、第七條の規定、第十 一條中政府管掌年金事業等の運営の改善のた めの国民年金法等の一部を改正する法律附則 第十四條第一項第二号の改正規定、第十五條 中国国家公務員共済組合法第九十九條、第百二 條第三項及び第百二十四條の三の改正規定並 びに同法附則第二十條の二第四項の改正規定 (同項の表第一百一條第二項の項の改正規定 を除く。)、第二十一条中確定拠出年金法附則 第三條第一項第三号の改正規定、附則第三條 から第五條まで、第十條、第二十八條、第四 十六條及び第四十七條の規定、附則第四十九 條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成八年法律第八十二号。第九号及び附則 第四十九條において「平成八年厚生年金等改 正法」という。附則第五十四條の改正規定並 びに附則第五十五條中平成二十四年一元化法 附則第四十九條第四号の改正規定 令和三年 四月一日 六 第二條中国民年金法第三十六條の三第一項 及び第三十六條の四の改正規定、第十二條中 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律第九條及び第十條第一項の改正規 定並びに第十三條中年金生活者支援給付金の 支給に関する法律第二條第一項、第十三條、	第十五條第一項及び第二十條第一項の改正規 定 令和三年八月一日 七 第二十条の規定第一号に掲げる改正規定 を除く。)、第二十二條の規定、第二十四條中 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のた めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第五條第三項の表の改正規定(同表改正 後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の 項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八條 第二項の表の改正規定、同條第三項の表の改 正規定(同表改正後厚生年金保険法第百條の 十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金 法第四十八條の二の項の改正規定を除く。)、 同法附則第四十條第二項及び第四十一條第二 号の改正規定、同法附則第四十九條の次に一 條を加える改正規定並びに同法附則第五十一 條、第五十二條、第五十七條から第五十九條 まで、第七十一條第二項及び第九十三條の改 正規定、第二十六條中独立行政法人農業者年 金基金法第十一條、第十三條及び第四十五條 第一項の改正規定、同法附則第二條第一項の 改正規定(当分の間)の下に、第二十八條第 一項の規定にかかわらず」を加える部分を除 く。)、同條の次に一條を加える改正規定、同 法附則第三條第一項の改正規定(当分の間) の下に、第三十一條第一項の規定にかかわ らず」を加える部分及び「第三十一條第一項た だし書」を「同項ただし書」に改める部分を除 く。並びに同條第二項の改正規定、附則第二 十六條、第二十九條から第三十三條まで及び 第八十九條から第九十一條までの規定並びに 附則第九十二條中住民基本台帳法(昭和四十 二年法律第八十一号。別表第一の七十七の四 の項の改正規定 令和四年五月一日 八 第四條中厚生年金保険法第六條第一項第一 号及び第十二條並びに附則第四條の二の改正	規定、第九條の規定、第十五條中国国家公務員 共済組合法第二條第一項第一号、第四十條、 第七十二條、第二百二條の二及び第二百二十五 條から第二百二十六條の二まで並びに附則第二十 條の二第一項及び第二十條の六第一項の改正 規定、第十七條中地方公務員等共済組合法第 二條第一項第一号、第四十三條、第七十四 條、第百十三條第一項及び第百四十一條から 第百四十二條まで並びに附則第四十條の三の 二の改正規定、第十九條中私立学校教職員共 済法第二十二條第二項の改正規定、第二十 三條の規定、第二十九條の規定(第一号に掲げ る改正規定を除く。並びに次条第三項並びに 附則第十四條、第十九條及び第二十四條の規 定 令和四年十月一日 九 第三條、第五條、第十六條、第十八條及び 第二十五條並びに附則第七條、第十一條、第 十八條、第二十三條、第四十三條及び第四十 五條の規定、附則第四十九條中平成八年厚生 年金等改正法附則第三十三條の二の改正規定 並びに附則第五十條、第五十二條及び第五 十條の規定 令和五年四月一日 十 附則第九十六條の規定 戸籍法の一部を改 正する法律(令和元年法律第十七号。附則第一 條第五号に定める日 十一 第十條の規定 令和六年十月一日 (検討) 第二條 政府は、この法律の施行後速やかに、こ の法律による改正後のそれぞれの法律の施行の 状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続 可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情 勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並 びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点 から、公的年金制度及びこれに関連する制度に ついて、持続可能な社会保障制度の確立を図る ための改革の推進に関する法律(平成二十五年
---	---	--	---

法律第百十二号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(寡婦年金に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法第四十九条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、第五号施行日前に死亡した第一条の規定による改正前の国民年金法第四十九条第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。

(国民年金保険料の免除に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の国民年金法第九十条から第九十条の三までの規定、第七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条の規定及び第十一条の規定による改正後の政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定は、令和三年における国民年金法第九十条第一項第一号、国民年金法

等の一部を改正する法律附則第十九条第二項第一号及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料について適用する。

(国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置)

第五条 国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間(同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者に係るものに限る。)、同法第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間、同条第五項に規定する保険料半額免除期間及び同条第六項に規定する保険料四分の一免除期間が令和三年四月前までの期間である場合における同法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(老齢基礎年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

(七十歳に達した日後の老齢基礎年金の請求に関する経過措置)

第七条 第三条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日(以下「第九号施行日」という。)の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

(老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適

用する。

(改正後の厚生年金保険法における時効に関する経過措置)

第九条 第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項(保険給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。)、及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

(厚生年金保険法による脱退一時金の額に関する経過措置)

第十条 被保険者期間が令和三年四月前までの期間である場合における厚生年金保険法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の老齢厚生年金の請求に関する経過措置)

第十一条 第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、第九号施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 次の各号に掲げる者が、令和二年八月一日(以下この条において「起算日」という。)から起算して六月を経過する日までの間に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第五条、第十二条、第十七条又は第二十二條の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する年金生活者支援給付金(同法第二十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金をいう。以下この条において同じ。)の支給は、同法第六条第一項(同法第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該各号に定める月から始める。

一 起算日において年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者(起算日において当該支給要件に該当するに至つた者を除く。)

令和二年八月

二 起算日から令和二年十二月三十一日までの間に年金生活者支援給付金の支給要件に該当するに至つた者、その者が当該認定の請求に係る年金生活者支援給付金の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 次の各号に掲げる者が、令和三年六月三十日までの間に児童扶養手当法第六条の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める月から始める。

一 令和三年三月二日において現に児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当している者(同日において当該支給要件に該当するに至つた者を除く。)であつて第十四条の規定による改正後の児童扶養手当法第十三条の二第二項第一号に規定する障害基礎年金等(次号において「障害基礎年金等」という。)を受けているもの 同月

二 令和三年三月一日から同年六月三十日までの間に児童扶養手当の支給要件に該当するに至つた者であつて障害基礎年金等を受けているもの、その者が当該認定の請求に係る児童扶養手当の支給要件に該当するに至つた日又は障害基礎年金等の受給権を有するに至つた日のいずれか遅い日の属する月の翌月

2 前項第一号に掲げる者に対する児童扶養手当の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の三の規定を適用する場合には、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属す

第二十六条 第二十条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十二条の四第一項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（以下「第七号施行日」という。）以後に同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等となった者について適用する。

(確定拠出年金法による老齢給付金に関する経過措置)

第二十七条 第二十一条の規定による改正後の確定拠出年金法第三十四条(同法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

(確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置)

第二十八条 第二十一条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条の規定は、第五号施行日前に既に企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。以下同じ。)(又は個人型年金加入者(確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。附則第三十二条において同じ。))の資格を喪失している者についても、適用する。

(確定拠出年金の加入者の資格に関する経過措置)

第二十九条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の際現に企業型年金(確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。)(の老齢給付金(同法第二十八条第一号の老齢給付金をいう。))の受給権を有する企業型年金加入者については、第二十二條の規定による改正後の確定拠出年金法(以下「第七号新確定拠出年金法」という。))第十一条第六号の規定は適用せず、第七号施行日以後も引き続き企業型年金加入者とする。

(企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の企業年金連合会への移換に関する経過措置)

第三十条 第七号新確定拠出年金法第五十四条の五第一項の規定は、第七号施行日以後に第七号新確定拠出年金法第十一条の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用す

る。

(第七号新確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置)

第三十一条 第七号新確定拠出年金法附則第二条の二の規定は、第七号施行日前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。

第三十二条 第七号新確定拠出年金法附則第三条の規定は、第七号施行日前に既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。

(企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の存続連合会への移換に関する経過措置)

第三十三条 第二十四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する第七号新確定拠出年金法第五十四条の五第一項の規定は、第七号施行日以後に第七号新確定拠出年金法第十一条の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用する。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 第二十六条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十条、第二十二條、第二十八條、第二十八條の二及び第三十一条の規定は、施行日の前日において六十五歳に達していない者に係る独立行政法人農業者年金基金法による年金である給付について適用し、同日において六十五歳に達している者に係る同法による年金である給付については、なお従前の例による。

第三十五条 施行日前にされた第二十六条の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條第二項の規定による請求であつて、この法律の施行の際、当該請求に基づく裁定が

されていないものについては、なお従前の例による。

(独立行政法人福祉医療機構が施行日前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置)

第三十六条 独立行政法人福祉医療機構は、第二十八條の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(以下「改正後機構法」という。))第十二條第一項に規定する業務のほか、当分の間、独立行政法人福祉医療機構が施行日前に受けた申込みに係る第二十八條の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法(以下「改正前機構法」という。))第十二條第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する小口の資金の貸付けの業務は、改正後機構法の適用については、それぞれ改正後機構法附則第五条の二第二項第一号又は第二号に定める業務とみなす。

(業務の委託の認可に関する経過措置)

第三十七条 第二十八條の規定の施行の際現に改正前機構法第十四條第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行つていた金融機関への改正前機構法第十二條第一項第十二号及び第十三号に規定する業務の一部の委託については、施行日以後は、改正後機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十四條第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行つていた委託とみなす。

(独立行政法人福祉医療機構債券に関する経過措置)

第三十八条 第二十八條の規定の施行の際現に発行されている改正前機構法第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る改正前機構法第十七條第一項に規定する独立行政法人福祉医療機構債券については、なお従前の例による。

(独立行政法人福祉医療機構による貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の業務)

第三十九条 独立行政法人福祉医療機構は、改正後機構法附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収業務を終えた後、改正後機構法第十二條第一項に規定する業務のほか、当分の間、次に掲げる業務を行うことができる。

一 改正後機構法附則第五条の二第十四項に規定する貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項各号に掲げる業務に要する費用は、改正後機構法附則第五条の二第五項の規定にかかわらず、承継債権管理回収勘定(同項に規定する承継債権管理回収勘定をいう。))から支出するものとする。

3 第一項各号に掲げる業務は、改正後機構法第三十二条第二号の規定の適用については、改正後機構法第十二條第一項に規定する業務とみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第四十条 改正前機構法第十二條第一項第十二号及び第十三号に規定する業務に関して職務上知ることのできた秘密については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第二十条中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。
附則第三十四条第四項第一号中「附則第九条の二」の下に「若しくは第九条の二の二を加える」。

附則第四十六条中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。
附則第六十四条中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

第四十三条 昭和六十年国民年金等改正法の一部を次のように改正する。

附則第十八条第五項中「は十年を経過した日」の下に「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」を加える。

附則第八十二条第三項中「申出」の下に「(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第八十四条第三項及び第四項において同じ。)」を加える。
(昭和六十年国民年金等改正法による支給の繰下げに関する経過措置)

第四十四条 附則第四十二条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定は、施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。
(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の昭和六十年国民年金等改正法による老齢基礎年金の請求に関する経過措置)
第四十五条 附則第四十三条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定は、第九号施行日の前日において、

老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。
(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十六条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。附則第七十八条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国等(共済法第九十九条第四項 共済法附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。)」を「国」に改め、同条第二項中「国等」を「国」に改める。
附則第六十四条第四号中「国等」を「国」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十一条第一項第一号中「者」の下に「(国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)」を加え、同条第八項に次の一号を加える。

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき。
第四十八条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第

九項とし、第十一項を第十項とする。
附則第十八条第三項中「第四十四条第一項中」の下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加える。

附則第十九条第三項中「第四十四条第一項中」の下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加え、同条第五項中「その年齢に達した当時」との下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加える。

附則第二十条第三項中「第四十四条第一項中」の下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加え、同条第五項中「その年齢に達した当時」との下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加える。

附則第二十条の二第三項中「第四十四条第一項中」の下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加え、同条第五項中「その年齢に達した当時」との下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加える。

附則第二十一条第一項中「附則第十一条第二項に規定する支給停止調整額を」第四十六

条第三項に規定する支給停止調整額に、「支給停止調整開始額」を「支給停止調整額」に、「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を(総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額)に改め、同項ただし書中、当該各号に掲げる場合において」を削り、同項各号を削る。

附則第二十七条第十五項から第十七項までの規定中「第四十三條第三項」を「第四十三條第二項又は第三項」に、「第四十三條第三項若しくは」を「第四十三條第三項又は」に改める。

附則第三十条第二項から第四項までの規定中「第四十三條第三項の」を「第四十三條第二項又は第三項の」に改める。
(平成八年厚生年金等改正法の一部改正)

第四十九条 平成八年厚生年金等改正法の一部を次のように改正する。

附則第十六条第十四項中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に改める。

附則第三十三条の二に次の一項を加える。

2 旧適用法人施行日前期間を有する者が老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしないで当該老齢厚生年金の請求を行った場合(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされる場合に限る。)における前条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十四条第一項第二号中「国等(同項に規定する国等をいう。第三項第二号において同じ。)」を「国」に改め、同条第三項第二号中「国等」を「国」に改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第四項中「申出」の下に「(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第二十三条第三項及び第二十四条第五項において同じ。)」を加える。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第五十一条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金

第八条第二項中「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第十八条第一項中「は「十年経過日」の下に」と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」を加える。

(協定実施特例法による支給の繰下げに関する経過措置)

第五十三条 附則第五十一条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定は、施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の協定実施特例法による老齢基礎年金の請求に関する経過措置）

第五十四条 附則第五十二条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定は、第

(平成二十四年一元化法の一部改正)

第五十五条 平成二十四年一元化法の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「第四十六条第一項に規定する支給停止調整額」を「第四十六条第三項に規定する支給停止調整額」に、「次条第二項において」を「以下」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める額が」を削り、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項にを厚生年金保険法附則第十一条第一項に」に改め、「この合計額」の下に「から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額」を加え、同項各号を削る。

附則第十五条第一項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十一条」に、「定める額」を「相當する額」に改め、同条第二項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条各号に定める額」を「厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定による厚生年金報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相當する額」に、「改正後厚生年金保険法附則第十

「一条第一項の」を「同項の」に、「同条第一項各号に定める額を」を「同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同条第三項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十一条」に改める。

附則第十七條第二項中「改正後厚生年金保險法」を「厚生年金保險法」に改める。

附則第二十三条第三項中「平成四十年まで」を

附則第三十六條第六項中「平成三十七年十月一日以後」を「令和七年十月一日以後」に改め、

[illegible]

月三十日」を「令和十二年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十二年十月一日」に、「平成四十三年九月三十日」を「令和十三年九月三十日」に、「平成四十三年十月一日」を「令和十三年十月一日」に、「平成四十四年九月三十日」を「令和十四年九月三十日」に、「平成四十四年十月一日」を「令和十四年十月一日」に、「平成四十五年九月三十日」を「令和十五年九月三十日」に、「平成四十五年十月一日」を「令和十五年

十月一日に、「平成四十六年九月三十日」を「令和十六年九月三十日」に、「平成四十六年十月一日」を「令和十六年十月一日」に改める。

附則第四十九条第四号中「国等」同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。」を「『国』に、『国等』を『国』に改める。」

附則第六十条第六項中「平成三十七年十月一日以後」を「令和七年十月一日以後」に改め、同項の表中「平成三十七年十月一日」を「令和七年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令

成四十年九月三十日」を「令和十年九月三十日」に、「平成四十年十月一日」を「令和十年十月一

日」に、「平成四十一年九月三十日」を「令和十一年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十一年十月一日」に、「平成四十二年九月三十日」を「令和十二年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十二年十月一日」に、「平成四十三年九月三十日」を「令和十三年九月三十日」に、「平成四十三年十月一日」を「令和十三年十月一日」に、「平成四十四年九月三十日」を「令和十四年九月三十日」に、「平成四十四年十月一日」を「令和十四年十月一日」に、「平成四十五年九月三十日」を「令和十五年九月三十日」に、

に、「平成四十五年十月一日」を「令和十五年十月一日」に、「平成四十六年九月三十日」を「令和十六年九月三十日」に、「平成四十六年十月一日」を「令和十六年十月一日」に改める。

附則第八十五條第一項の表中「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十二年四月」を「令和二年四月」に、「平成三十三年三月」を「令和三年三月」に、「平成三十三年四月」を「令和三年四月」に、「平成三十四年三月」を「令和四年三月」に、「平成三十四年四月」を「令和四年四月」に、「平成三十五年三月」を「令和五年三月」に、「平成三十五年四月」を「令和五年四月」に、「平成三十六年三月」を「令和六年三月」に、「平成三十六年四月」を「令和六年四月」に、「平成三十七年三月」を「令和七年三月」に、「平成三十七年四月」を「令和七年四月」に、「平成三十八年三月」を「令和八年三月」に、「平成三十八年四月」を「令和八年四月」に、「平成三十九年三月」を「令和九年三月」に改め、同条第二項中「平成

四十一年八月までの月分の」を「令和十一年八月までの月分の」に改め、同項第一号中「平成三十九年三月」を「令和九年三月」に改め、同項第二号中「平成三十九年四月」を「令和九年四月」に、「平成四十一年八月」を「令和十一年八月」に、「平成三十九年九月」を「令和九年九月」に、「平成四十一年八月」を「令和十年八月」に改める。

附則第二百二十二条中「給付、」を「給付（これらの給付のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）並びに」に、「並びに附則第七十九条に規定する年金である給付」を「これらの給付のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。」に改め、「前条の規定による改正後の」を削る。

（公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第五十六条 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第五十七条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条ただし書を削る。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十八条 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二百二十一条を次のように改める。

第二百二十一条 削除

附則第三百三十九条第一項中「附則第五条の二第六項及び第七項を」附則第五条の二第八項及び第九項に改め、同条第二項中「附則第三百三十七条の規定による改正後の」を削る。

（船員保険法に基づく年金受給権者に関する経過措置）
第五十九条 第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十一条の規定により改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する厚生年金等受給権者とみなされて同号に規定する小口の資金の貸付けを受けている者に対する当該貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権とみなして、同項の規定を適用する。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正）
第六十条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）次条及び附則第八十一条第一項において「年金給付遅延加算金支給法」というの一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（受給権の保護）」に改め、同条第二項を削る。

（保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の受給権者に関する経過措置）
第六十一条 第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の年金給付遅延加算金支給法第四条第二項の規定により保険給付遅延特別加算金（年金給付遅延加算金支給法第二条に規定する保険給付遅延特別加算金をいう。附則第八十条第一項及び第二項並びに第八十一条第一項において同じ。）又は給付遅延特別加算金

（年金給付遅延加算金支給法第三条に規定する給付遅延特別加算金をいう。附則第八十条第一項及び第二項並びに第八十一条第一項において同じ。）の支給を受ける権利をそれぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなされて改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けている者に対する当該貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権とみなして、同項の規定を適用する。

（年金給付遅延特別加算金支給法第三条に規定する給付遅延特別加算金をいう。附則第八十条第一項及び第二項並びに第八十一条第一項において同じ。）の支給を受ける権利をそれぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなされて改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けている者に対する当該貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権とみなして、同項の規定を適用する。

第五十五条第一項ただし書を削る。
（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）
第六十六条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

（地方公務員災害補償法の一部改正）
第六十八条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十二条第二項ただし書を削る。

（国家公務員災害補償法の一部改正）
第六十三条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第七十一条中「同条第二項ただし書中」年金たる補償」とあるのは「年金たる補償に相当する補償」とを削る。

第七条第二項ただし書を削る。

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）
第六十九条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正）
第六十四条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号から第八号までを削る。

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正）
第六十五条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

（恩給等を担保とした貸付けの業務の特例）
第二条 公庫は、第十条第一項及び株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律

第十号）の施行期日を付し、附則に次の一条を加える。

（恩給等を担保とした貸付けの業務の特例）
第二条 公庫は、第十条第一項及び株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律

第 号。以下「令和二年改正法」という。

附則第六十九条の規定による改正前の第二条
 第一項第三号から第八号までに掲げる給付若
 しくは補償、令和二年改正法附則第五十五条
 の規定による改正前の被用者年金制度の一元
 化等を図るための厚生年金保険法等の一部を
 改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)
 附則第二百二十二条の規定により令和二年改正
 法附則第六十九条の規定による改正前の第二
 条第一項に規定する恩給等とみなされる給付
 (国家公務員共済組合法の長期給付に関する
 施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二
 条第十号に規定する恩給公務員期間又は地方
 公務員等共済組合法の長期給付等に関する施
 行法(昭和三十三年法律第五十三号)第二条
 第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間
 を有する者に係るものを除く。)又は令和二年
 改正法附則第七十三条の規定による改正前の
 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済
 組合制度の統合を図るための農林漁業団体職
 員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十
 三年法律第一百号)附則第一百条、令和二年
 改正法附則第七十四条の規定による改正前の
 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十
 八年法律第一号)附則第十七条若しくは令和
 二年改正法附則第七十六条の規定による改正
 前の地方公務員等共済組合法の一部を改正す
 る法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第
 三十五条の規定により令和二年改正法附則第
 六十九条の規定による改正前の第二条第一項
 に規定する恩給等とみなされる給付を受ける
 権利を担保とした貸付けに係る債権の回収が
 終了するまでの間、当該債権の管理及び回収
 の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業
 務を行う場合には、第十條第二項中「前項の

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

業務」とあるのは、「前項の業務及び附則第二
 条第一項に規定する業務」とする。

3 第三条から第九号までの規定は、第一項に
 規定する業務を行う場合について準用する。
 (株式会社日本政策金融公庫が施行日前に受け
 た申込みに係る貸付けに関する経過措置)

第七十條 株式会社日本政策金融公庫は、株式会
 社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五
 十七号)第十一条に規定する業務のほか、当分の
 間、株式会社日本政策金融公庫が施行日前に受
 けた申込みに係る前条の規定による改正前の株
 式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に
 関する法律第二条第一項第三号から第八号まで
 に掲げる給付若しくは補償、附則第五十五条の
 規定による改正前の平成二十四年一元化法附則
 第二百二十二条の規定により前条の規定による改
 正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担
 保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩
 給等とみなされる給付(国家公務員共済組合法
 の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律
 第二百二十九号)第二条第十号に規定する恩給公
 務員期間又は地方公務員等共済組合法の長期給
 付等に関する施行法(昭和三十三年法律第五
 十三号)第二条第一項第三十三号に規定する恩
 給公務員期間を有する者に係るものを除く。)又
 は附則第七十三条の規定による改正前の厚生年
 金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度
 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組
 合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第
 百一十号、次条第一項及び附則第七十三条にお
 いて「平成十三年統合法」という。)附則第一百
 一十條第七十四条の規定による改正前の国会議員
 互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第
 一十号)附則第十七条若しくは附則第七十六号の
 規定による改正前の地方公務員等共済組合法の
 一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

号。以下「平成二十三年地共済改正法」という。
 附則第三十五条の規定により前条の規定による
 改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給
 担保金融に関する法律第二条第一項に規定する
 恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保と
 した貸付けの業務を行うことができる。

2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫
 が同項に規定する業務を行う場合には、株式会
 社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関す
 る法律第十條第二項中「前項の業務」とあるの
 は、「前項の業務及び年金制度の機能強化のた
 めの国民年金法等の一部を改正する法律附則第
 七十條第一項に規定する業務」とする。

3 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金
 融に関する法律第三条から第九号までの規定
 は、第一項に規定する業務を行う場合について
 準用する。

(沖縄振興開発金融公庫が施行日前に受けた申
 込みに係る貸付けに関する経過措置)

第七十一條 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興
 開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
 第十九條に規定する業務のほか、当分の間、沖
 縄振興開発金融公庫が施行日前に受けた申込み
 に係る附則第六十九條の規定による改正前の株
 式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に
 関する法律第二条第一項第三号から第八号まで
 に掲げる給付若しくは補償、附則第五十五条の
 規定による改正前の平成二十四年一元化法附則
 第二百二十二條の規定により附則第六十九條の規
 定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が
 行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に
 規定する恩給等とみなされる給付(国家公務員
 共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第
 十号に規定する恩給公務員期間又は地方公務員
 等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二
 条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間

を有する者に係るものを除く。)又は附則第七
 十三條の規定による改正前の平成十三年統合法附
 則第一百一十條、附則第七十四條の規定による改正
 前の国会議員互助年金法を廃止する法律附則第
 十七條若しくは附則第七十六條の規定による改
 正前の平成二十三年地共済改正法附則第三十五
 條の規定により附則第六十九條の規定による改
 正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担
 保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩
 給等とみなされる給付を受ける権利を担保とし
 た貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する業務は、沖縄振興開発金融公
 庫法の適用については、同法第十九條第一項第
 二号に規定する恩給等を担保とした小口の資金
 の貸付けの業務とみなす。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)
 第七十二條 沖縄振興開発金融公庫法の一部を次
 のように改正する。

附則第六條及び第七條を次のように改める。
 (業務の特例)

第六條 公庫は、第十九條に規定する業務のほ
 か、年金制度の機能強化のための国民年金法
 等の一部を改正する法律(令和二年法律
 第 号。以下「令和二年改正法」という。)附則第六十九條の規定による改正前の株式会
 社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関
 する法律第二条第一項第三号から第八号まで
 に掲げる給付若しくは補償、令和二年改正法
 附則第五十五條の規定による改正前の被用者
 年金制度の一元化等を図るための厚生年金保
 険法等の一部を改正する法律(平成二十四年
 法律第六十三号)附則第二百二十二條の規定に
 より令和二年改正法附則第六十九條の規定に
 よる改正前の株式会社日本政策金融公庫が行
 う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に
 規定する恩給等とみなされる給付(国家公務

六〇

金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。）の規定は、適用し

ない。

第七十九条 平成二十三年地共済改正法附則第二

条、第八条及び第九条に規定する給付について

は、これらの規定にかかわらず、平成二十三年

地共済改正法による改正前の地方公務員等共済

組合法第六十七條の三ただし書（年金である

共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金

融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供す

る場合に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

い

(受給権の保護の例外に関する経過措置)

第八十条 この法律の施行の際現に担保に供され

ている年金である。給付若しくは補償又は保険給付を正しく算出するに必要と認められる場合には、年金給付額を算定するに必要と認められる限度において、当該被保険者等の収入金額を収入金額としてその算定の基準とするものとして算定するものとする。

の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従

の支給を受ける権利は、旅行日以降も、なお従前の列に於て担保を共することができる。

附則第三十六條第一項、第七十條第一項及び

第七十一條第一項に規定する申入みに係る年金

である給付若しくは補償又は呆損給付屋延特別

加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受

ける権利は、施行日以後も、なお従前の例によ

り担保に供することができる。

附則第五十五条の規定による改正後の平成二

十四年一元化法附則第二百二十二条の規定により

附則第六十九条の規定による改正後の株式会社

日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する

法律第二條第一項に規定する恩給等とみなされ

る給付（平成二十四年一元化法附則第四十一条

第一項及び第六十五條第一項に規定する年金た

る給付に限る。)を受ける権利については、第四

条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十

一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(受給権の保護に関する特例)

第八十一条 第二十八条の規定の施行の際現に改

正前機構法第十二条第一項第十二号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者(施行日以後に附則第三十六条第一項の規定により改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付を受ける権利が消滅し、又はこれらの給付の全額の支給が停止された場合において、他に厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付(その全額の支給を停止されている給付を除き、厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあっては政府が支給するものに限り)若しくは保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利を有し、又は新たにこれらの受給権を取得したときは、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十四条、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十一条第一項及び附則第六十条の規定による改正後の年金給付遅延加算金支給法第四条の規定にかかわらず、これらの受給権を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

2 第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十二条第一項第十三号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者(施行日以後に附則第三十六条第一項の規定により改正前機構法第十二条第一項第十三号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合において、新たに同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有することとなったときは、第二十七条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の五第二項の規定にかかわらず、当該年金たる保

険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八十二条 社会保険労務士法昭和四十三年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号中「第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第八十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三百三十四条第一項第二号中「を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供している」を「の支給が停止されている」に改める。

(年金保険者の市町村に対する通知に関する経過措置)

第八十四条 老齢等年金給付(介護保険法第三百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう)を受ける権利を担保に供している者に係る年金保険者(同条に規定する年金保険者をいう)については、前条の規定による改正前の介護保険法第三百三十四条第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合における国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第一百十条の規定の適用については、これらの規定中「までの規定」とあるのは、「までの規定 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第八十三条の規定による改正前の介護保険法第三百三十四条第一項の規定を含む。」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第八十五条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のよう

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

に改正する。

附則第七条第一項第五号中「附則第五条の第十三項」を「附則第五条の第十七項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第八十六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第一号中「独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十六条第二項」を削る。

第一百一十一条第二項第一号トを削り、同号チを同号トとし、同条第三項第一号中リを削り、又をリとし、ルを又とし、同条第六項第一号ヘ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項及び」を削り、同項第二号ホを削り、同号ヘを同号ホとする。

第一百十四条第一項第一号中「同法」を「国民年金法」に改め、同条第九項を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十七条 改正後機構法附則第五条の第二十七項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十六条第二項の規定による納付金に相当する金額は、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第一百一十一条第二項、第三項及び第六項並びに第一百十四条第九項の規定の例により、年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合において、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第一百一十一条第六項第二号ホ中「厚生年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定及び厚生年金勘定」とする。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第八十八条 株式会社日本政策金融公庫法の一部

を次のように改正する。

附則第三十八条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三十八条 削除

附則第三十九条に見出しとして「業務の委託の特例」を付し、同条第一項中「及び前条を削り、」の「小口の教育資金」の下に「同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。」を加える。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第八十九条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項及び第六項中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に、「第五十四条の五」を「第五十四条の六」に改める。

(法人税法の一部改正)

第九十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「積立て」の下に「(同法第九十一条の二十五(準用規定)において準用する場合を含む。)」を加え、「積立金を」と「積立金及びこれに類するもの」として政令で定める積立金を「に改め、同条第三項中」の運用に関する契約」の下に「(同法第九十一条の二十五において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項」を「同法第六十六条第二項」に、「運用に関する契約を」と「運用に関する契約及びこれに類する契約」として政令で定める契約を「に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三十条第三項(裁定)に規定する

令和二年五月十二日 衆議院會議録第二十三号 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

給付又は同法第九十一条の十八第四項第一号(連合会の業務)に掲げる事業及び同法第九十一条の二十二第三項(裁定)に規定する給付に関する文書の項中「第九十一条の二十三第二項」を「第九十一条の二十四第二項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中七十一の五の項を削り、七十一の六の項を七十一の五の項とし、七十一の七の項を七十一の六の項とし、七十一の八の項を七十一の七の項とし、同表の七十七の四の項中「第四号若しくは第五号」を「若しくは第四号から第六号まで」に改める。

(放送大学学園法及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第九十三条 次に掲げる法律の規定中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

一 放送大学学園法(平成十四年法律第五百五十六号)第十一條第三項

二 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十六條第二項

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第九十四条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第九十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項を次のように改める。

別表第二の百七の項中「地方税関係情報」の下に「又は住民票関係情報」を加える。

七十九 削除

第九十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二の百七の項中

全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
----------	-------------------------------------

を

全国健康保険協会	法務大臣
----------	------

会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改める。

(政令への委任)

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理 由

社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、被用者の老齢厚生年金に係る定時改定の導入及び在職中の支給停止制度の見直し、老齢基礎年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し、政府管掌年金事業等の運営の改善、独立行政法人福祉医療機構が行う年金担保貸付事業等の廃止、障害年金と児童扶養手当の併給調整の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行の従業員五百人超から、令和四年十月一日以降は従業員百人超とし、令和六年十月一日以降は従業員五十人超とすること。
- 2 被用者保険における従業員五人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、公認会計士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加すること。
- 3 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、六十五歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者の年金額について、毎年九月一日を

基準日とし、基準日の属する月の翌月から改定すること。

4 六十五歳未満の被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を引き上げ、支給停止とならない範囲を拡大すること。

5 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢を七十歳から七十五歳に引き上げること。

6 確定拠出年金について、加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期の選択肢を拡大すること。また、中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金への加入要件の緩和等の措置を講ずること。

7 その他、国民年金手帳の廃止、未婚のひとり親等の国民年金保険料の申請全額免除基準への追加、短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数の引上げ、年金生活者支援給付金制度における所得及び世帯情報照会の対象者の見直し、児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整の見直し等の措置を講ずること。

8 この法律は、一部を除き、令和四年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、附則第二条第一項及び第二項の検討は、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする規定を追加すること等の修正を行う必要

がある」と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和二年五月八日

厚生労働委員長 盛山 正仁

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及びひしは修正)

(児童扶養手当法の一部改正)

第十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号中「国民年金法等」の一部を改正する法律を「国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、同条に次の二項を加える。

3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)

は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給しない。

4 第一項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定

令和二年五月十二日 衆議院会議録第二十三号

定(同項第十号の改正規定を除く。及び同法附則第二十三条の二第二項の改正規定、第六

条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十

号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八号の三、第七十三号及び第八十九号

第一項第三号の改正規定、第二十四条中公共年金制度の健全性及び信頼性の確保のための

厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八号第三項の表改正後確定拠出年金法

第四十八号の二の項及び第四十号第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五

条の四、第五号の六及び第五号の七の改正規定、次条第二項〇及び附則第十二条の規定、

附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次号

及び附則第四十二条から第四十五号までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)

附則第二十条及び第六十四号の改正規定、附則第五十五号中使用者年金制度の一元化等を

図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下

「平成二十四年一元化法」という。附則第二十三号第三項、第三十六号第六項、第六十号第

六項及び第八十五号の改正規定、附則第五十六号の規定、附則第九十五号中行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七

号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七号の規定 公布の日

二 第四条中厚生年金保険法第二十七号、第百

条、第二百二条及び第二百三条並びに附則第四

条の五第一項の改正規定並びに附則第四十二

条中昭和六十年国民年金等改正法附則第四十六

条の改正規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二十一条中確定拠出年金法第三条第五項第二号、第六号第一項及び第五十五号第二項第四号の二の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十四号及び附則第十三条の規定 令和三年三月一日

五 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中厚生年金保険法附則第二十九号第四項の改正規定、第七号の規定、第十

一条中政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四号第一項第二号の改正規定、第十五

号中国家政務員共済組合法第九十九号、第二百二条第三項及び第二百二十四号の三の改正規定並びに同法附則第二十条の二第四項の改正規定

(同項の表第一百一条第二項の改正規定を除く。)、第二十一条中確定拠出年金法附則第三号第一項第三号の改正規定、附則第三

号から第五号まで、第十号、第二十八号、第四十六号及び第四十七号の規定、附則第四十九

号中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九号において「平成八年厚生年金等改正法」という。附則第五十四号の改正規定並びに附則第五十五号中平成二十四年一元化法

附則第四十九号第四号の改正規定 令和三年四月一日

六 第二条中国国民年金法第三十六号の三第一項及び第三十六号の四の改正規定、第十二号中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に

関する法律第九号及び第十号第一項の改正規定並びに第十三号中年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二

条第一項、第十三条、第十五号第一項及び第二十号第一項の改正規定 令和三年八月一日

七 第二十号の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号の規定、第二十四号中

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附則第五号第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

号第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八

令和二年五月十二日 衆議院會議録第二十三号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六四

条の二第一項及び第二十條の六第一項の改正規定、第十七條中地方公務員等共済組合法第二條第一項第一号、第四十三條、第七十四條、第百十三條第一項及び第百四十一條から第百四十二條まで並びに附則第四十條の三の二の改正規定、第十九條中私立学校教職員共済法第二十二條第二項の改正規定、第二十三條の規定、第二十九條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第三項並びに附則第十四條、第十九條及び第二十四條の規定 令和四年十月一日

九 第三條、第五條、第十六條、第十八條及び第二十五條並びに附則第七條、第十一條、第十八條、第二十三條、第四十三條及び第四十五條の規定、附則第四十九條中平成八年厚生年金等改正法附則第三十三條の二の改正規定並びに附則第五十條、第五十二條及び第五十四條の規定 令和五年四月一日

十 附則第九十六條の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号 附則第一條第五号に定める日

十一 第十條の規定 令和六年十月一日

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第六條第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項○に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四條の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二條の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の検討は、これまでの国民年金法第四條の三第一項に規定する財政の現況及び見通しと厚生年金保険法第二條の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六條の二第一項に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法第三十四條第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二條第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇傭者の割合の増加の状況、雇傭によらない働き方をとする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 6 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別紙) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、当分の間の経過措置となつてゐる企業規模要件については、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。

二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。

三 今後の年金制度の検討に当たっては、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを十分に踏まえて行うこと。

四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

五 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があること、社会保険料や所得税、住民税の負担が増加する場合があることについて、国民に分かりやすい形で周知徹底すること。

六 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。

また、会計検査院から開示を求められていたストレストテスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少な

くとも年一回は公表すること。

七 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

八 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。

九 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等について検討すること。

くとも年一回は公表すること。

発行所 千一〇五一八四四五
東京都区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定 価 本号 一部
(本体) 二四二円
二二〇円

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可